

閣議決定

「生活大国5か年計画 地球社会との共存をめざして」について

平成4年6月30日

閣議決定

政府は、別冊「生活大国5か年計画—地球社会との共存をめざして—」を平成4年度から平成8年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定する。

内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、本計画の実効性ある推進を図るため、毎年、内外諸情勢、施策の実施状況及びその後の政策運営の在り方についての検討を行い、その結果を政策運営に反映させるものとする。

## 第 編 我が国の課題と政策運営

### 第1章 新たな視点と基本的課題

#### 第1節 経済計画の背景

(1) 現在、国際社会は大きな変革期を迎えている。

米ソ二大国を中心とした冷戦構造の終結に伴い、大きな流れとして世界は、平和を求める人類の願いがかなう方向に進みつつあるが、他面において、地域紛争や民族紛争が多発する懸念も高まっている。こうした紛争を未然に防ぎ、国際平和を維持していくための枠組みが必要となっており、国連の果たすべき役割が高まっている。

経済的な面においても、冷戦構造の終結に伴い、新たな秩序の構築が必要となっている。旧ソ連・東欧等の民主化・市場経済への円滑な移行は世界経済の大きな利益でもある。これら地域を取り込む形で世界経済の相互依存・グローバル化を一層推進することが求められている。一方、地域統合の進展を背景に、世界経済のブロック化を懸念する声が高まっている。また、保護主義、管理貿易の強まりなどが、戦後の世界経済の発展を支えた自由で多角的な貿易体制を揺るがすおそれもある。さらに、発展途上国における貧困問題や急速な人口増加、地球環境問題などの地球的規模の課題も顕在化している。

このような国際環境の変化や地球的規模の課題の顕在化により、既存の国際秩序は大きな変革が求められており、新しい秩序の構築に向けた世界的な努力が必要となっている。

(2) 他方、国内的にも新たな経済社会への変革が求められている。

これまでの我が国経済社会を振り返ると、第2次世界大戦後、経済成長や産業発展を重視し、経済力を高めるための様々な努力が積み重ねられてきた。その結果、我が国は他

の先進国に比べ高い成長を遂げ、その経済規模は世界でも有数のものとなった。1人当たり国民所得は世界的にみても高く、国民生活においては、物質的な消費などの面では豊かになっている。しかし、長い労働時間、高い物価水準、住宅・社会資本整備の立ち遅れ、生活環境の地域差等により、経済全体の豊かさと豊かさに対する個人の実感との間にかい離がみられる。また、個人が多様な選択肢を公正に選べるような環境が必ずしも十分には整えられていない。さらに、近年の資産価格の大幅な変動が経済の健全性を損ない、国民生活に望ましくない影響をもたらした。

このような個人の豊かさの実感を妨げている諸問題の解決が求められている。

## 第2節 新たな視点

(1) 世界経済の相互依存、グローバル化が進展するとともに、国境を越えた地球的規模の課題が顕在化している中で、我が国の国際的地位の上昇に伴い、地球社会における役割と責任も増大している。これらの課題の解決のためには、地球社会を全体としてとらえ、かけがえのない地球の上で我々がどう行動するかについて考えるという視点、つまり地球的規模で考える視点を我が国は持たなくてはならない。

(2) 他方、真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、今後、我が国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会の在り方を総点検し、自己実現の機会が十分与えられたより自由度の高い社会を実現すべきである。その意味で、人間一人一人を尊重する視点が重要である。

## 第3節 我が国の基本的課題 - 地球社会と共存する生活大国

(1) こうした視点から、我が国は、今後、国際社会における自由と民主主義が尊重され市場経済の原理に基づいた新たな国際秩序の確立を目指し、国際協調の下で積極的な役割を担う必要がある。その際、我が国の経済力、技術力及び経験をいかし、構想の段階から率先して参画することが重要である。また、振り返って、地球的規模の視点から自らの経済社会を見直し、制度等の国際調和を推進するとともに、有限な地球環境と調和した生産や消費を目指す必要がある。つまり、「地球社会と共有する」社会が求められている。

(2) 経済全体の豊かさと個人の実感との間のかい離を埋め、個人が豊かさとゆとりを実感できるようにすることが必要である。また、個々人に等しく機会が与えられ、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚の下に、多様な人生設計ができる社会が求められている。つまり、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会としての「生活大国」への前進が図られなければならない。

(3) このため、新しい計画では、地球的規模で考えるという視点と人間一人一人を尊重するという視点を常に併せ持ち、「地球社会と共存する生活大国」を目指すことを我が国の基本的課題とする。

(4) 他方、我が国は労働力供給の伸びの鈍化、本格的高齢社会の到来、地球環境問題等

長期的な取組を必要とする多くの課題に直面しつつある。新しい経済計画の期間（平成4年度 - 平成8年度）は、来るべき21世紀に備えこれら長期的課題の解決に取り組み、調和と活力に満ちた未来を築くための貴重な移行期にあると位置付けられる。その意味で、地球社会と共有する生活大国の基礎となる、21世紀に向けた我が国経済社会の発展基盤をこの計画の期間中に着実に整備することが必要である。

## 第2章 地球社会と共存する生活大国への政策運営

### 第1節 政策運営の基本方向 - 環境と調和した内需主導型経済構造の定着

(1) 生活大国を目指すためには、完全雇用の達成と物価の安定を前提としつつ、国民経済の目標がより直接的に生活の質の向上に向けられるよう、経済成長の在り方やその成果の活用に対する考え方の転換を図っていく必要がある。

(2) すなわち、個人を尊重することを基本として、単なる効率の優先から社会的公正にも十分配慮した視点へ、また生産者中心から生活者や消費者をより重視した視点へと転換させていかなければならない。その際、個人においてライフスタイルの変革が求められているとともに、企業についても意識の転換を進め、21世紀に向けた企業行動への変革を行うことが求められている。

これまでは、経済成長の成果が結果として国民生活の向上に還元されてきたが、今後は経済活動の過程においてより直接的に生活の質の向上が図られるようにすることが重要である。このため、生産のためだけではなくゆとりある暮らしのためにも時間を配分すること、フローの所得だけではなく生活環境などストック面の充実を図ること、東京への過度の集中を是正し各々の地域の特色ある発展を図ること、現在の豊かさだけではなく将来の豊かさも確実なものとし将来世代も配慮することなど、様々なバランスが見直されなければならない。

(3) 生活大国の実現を目指すことは、住宅や生活関連社会資本の整備などにより内需主導型の経済構造を定着させるとともに、内外価格差の是正や市場アクセスの一層の改善・輸入の促進など構造調整を推進するものである。さらに、国際的に競争条件の調和を図ることや環境と調和した経済社会を構築することでもある。これらは、国際的にも評価される経済社会を実現することにつながる。他方、地球社会の繁栄・安定があって、初めて生活大国実現のための条件が整備される。つまり、一方の課題の解決は他方の課題の解決にも寄与するものとはいえ、限られた資源の下では、両者を同時に解決していくための努力が必要である。

(4) このように、地球社会と共有し多面的なバランスが是正された生活大国への変革を進めることは、同時にこれに対応した新しい需要供給構造を構築することでもある。こうした変革を通じ、環境と調和した内需主導型の経済構造を定着させることを我が国の政策運営の基本方向とする。

## 第2節 生活大国への変革

個人の意識の変革を促しつつ、以下の施策の基本方向に沿って、生活大国への変革に取り組む。その際、より自由度の高い社会においては、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚を持ち、一人一人をお互いに尊重し合うことが一層求められる。また、他人への思いやりや、自らの選択により積極的に社会や世界等に貢献することによって得られる充実感など精神的な豊かさも重視されなくてはならない。

### (個人の尊重)

自由時間が拡大され時間的ゆとりがあるだけでなく、自己実現を図ることができる選択の機会が十分に与えられる環境を整える。また、各人の生活を安定し、安心できるものとするため、高齢期を始め人生のどの段階においても、いざという時の不安がなく、生活の安全が保たれた環境をつくる。

### (生活者・消費者の重視)

家庭や地域での個人生活の充実、環境と調和した簡素なライフスタイルの実現、内外価格差是正及び充実した消費生活基盤の確立により、新しい生活の在り方を目指す。

また、利用者の視点から行政サービスを見直す。

### (特色ある質の高い生活空間の実現)

住宅や生活関連社会資本の充実などにより、美しく、快適な生活環境を実現するとともに、中核都市とその周辺地域からなる特色ある生活圏域を形成する。

## 第3節 地球社会との共存

各国との国際協調の下で、以下の施策の基本方向に沿って、地球社会との共存を図る。

### (地球社会との調和)

世界経済のグローバル化、貿易・投資の相互依存が進展する中で、我が国経済社会を地球的規模の視点で見直し、制度・仕組みの調和や国際経済交流の促進により、国際的に調和のとれた対外均衡の達成に向け、継続的な努力を行う。さらに、経済面の交流だけでなく、人の交流などを通じ受容力の高い社会を構築する。

### (地球社会への貢献)

地球環境問題、発展途上国問題などの地球的規模の課題に積極的に対応するとともに、旧ソ連地域・東欧地域等における市場経済への移行を適切に支援するなど、地球社会へ貢献する。また、政府開発援助（ODA）の充実等により多様な経済協力の展開を図る。その際、我が国の経済力、技術力及び経験をいかすとともに、特に、知的な面での協力を図る。さらに資金面での国際貢献の新たな基盤の整備についても検討する。

## 第4節 発展基盤の整備

経済社会をめぐる基調の変化も踏まえ、以下の施策の基本方向に沿って、21世紀に向けた発展基盤の整備を進める。

(環境と調和した活力ある経済社会の構築)

21世紀に向けた企業行動への変革を図るとともに、地球社会と共存する生活大国への変革の過程で生み出される産業の新たなフロンティアへの展開により、活力ある産業社会を構築する。さらに、地球環境問題等に対応して、持続可能な経済発展を目指すため、大量生産、大量消費の社会システムを見直し、環境と調和した経済社会を構築する。

(発展への基礎的条件の整備)

我が国の経済発展の基盤であり、また、人類共通の課題を克服していく上でも今後ますます重要となる、科学技術、人材、資源・エネルギーをめぐる基礎的条件を整備する。

(国土の特色ある発展)

限りある国土資源と人間活動のバランスを保ち、国土全体で適切な機能分担が行えるよう、東京一極集中を是正し、21世紀にふさわしい多極分散型国土への構造的転換を進め、国土の特色ある発展を目指す。

### 第3章 経済計画の基本的役割とその実施

#### 第1節 経済計画の基本的役割

- (1) 市場経済を基調とする我が国においては、経済計画の基本的役割は、望ましく、かつ実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。
- (2) 21世紀への貴重な移行期にある我が国経済には、従来にも増して新たな中長期的指針が必要とされている。そして、我が国の中長期的に目指すべき方向を明示することそのことが、世界の国々の我が国に対する理解を深めることとなり、我が国が地球社会との共存を図る上での一助となる。また、我が国における政府経済計画の策定とその実施は、かつてのソ連や東欧における指令型の経済計画とは異なる、市場経済の下での中長期的指針を示すという役割を持っている。その意味で、最近の国際情勢の下で、戦後12回目となる今次経済計画が持つ国際的意味合いは高まっている。

#### 第2節 政府部門・民間部門の役割

- (1) 地球社会と共存する生活大国への変革に、短期的な痛みや摩擦が伴うことは避けられないが、新たな経済社会への発展のためには不可避の課題である。このため、政府は本計画の円滑な実施が図られるよう、諸環境を整備する役割と責任を持つものである。同時に、この計画の実現のためには、国民や企業の理解と実現に向けての主体的な努力を欠くことができない。
- (2) この計画の下で、政府は、社会資本の着実な整備、社会保障制度の安定的運営、国際社会における役割の増大への対処等の役割を果たす。また、民間部門の活力を十分に

発揮させるため、市場経済の活力が発揮できるような環境の整備を目指して規制緩和等を進めるとともに、新たな社会的要請にこたえ得るよう制度・仕組みを変革し、必要なものについては新たに整備する。その際、行政の透明化、手続きの簡素化とともに、既存の行政組織間の緊密な連携等を図ることにより個人や企業のニーズに適切に対応する。

(3) 民間部門においても、個人や企業の意識の変革が求められている。個人については、自らの責任を自覚し、環境と調和した簡素なライフスタイルを目指すことが求められている。企業については、これまでの経営の在り方や企業慣行を見直し、透明性が確保され、個人の自己実現の機会が十分に与えられ、かつ、地域社会や国際社会の一員にふさわしい企業行動への変革が求められる。また、労働力の供給動向、環境、資源・エネルギー等の課題の解決に不可欠である技術革新を追求するとともに、新たなニーズに対応した産業のフロンティアを開拓していくことが必要である。

### 第3節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応

(1) 計画の実施に当たっては、内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、計画に掲げる政策の着実な推進を図る必要がある。このため、流動的な内外経済情勢の下でガイドライン的な性格を持つ経済計画の実効性ある推進を図るため、毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況を点検し、毎年度の経済運営との連携を図りつつ、その後の政策運営の方向につき政府に報告するものとする。

(2) 我が国を取り巻く諸情勢に急激な変化が生じた場合、または、その発生が予想される場合には、経済審議会は、随時、この計画に示した展望を見直すとともに、我が国がとるべき方策について提言する。

## 第 編 地球社会と共存する生活大国のための施策

### 第1部 生活大国への変革

#### 第4章 個人の尊重

##### 第1節 ゆとりのための労働時間の短縮

労働時間の短縮は、勤労者とその家庭にゆとりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図り、「生活大国」の実現を目指す上での最重要課題の一つである。また、国際的に調和のとれた競争条件の形成にも資するものである。今後、労働力供給の伸びが鈍化する中で、労働時間の一層の短縮を図るためには、省力化・合理化の一層の推進による生産性の向上を図るとともに、企業だけでなく消費者の意識変革も含めた社会全体のシステムの見直しが必要である。以上のような状況の下では、政府の積極的な取組が労働時間短縮の社会的気運を醸成する上でも極めて重要である。

このような認識の下、以下の施策により、計画期間中に年間総労働時間 1800 時間を達

成することを目標とする。

#### 1. 労働時間短縮のための制度の拡充

- (1) 完全週休二日制の普及を促進するため、労働基準法の改正により、早期に週 40 時間労働制に移行するとともに、中小企業が行う省力化投資等への支援措置を積極的に推進し、実態として、計画期間中に大部分の業種において週 40 時間労働制を実現する。また、国家公務員の完全週休二日制と均衡をとりつつ、地方公共団体においてもその早期導入に努める。
- (2) 所定外労働の削減を図るため、時間外・休日労働の法定割増賃金率の引上げについて具体的に検討する。また、時間外労働協定の適正化指針等の適正な活用を図る。
- (3) 年次有給休暇の取得促進のため、連続休暇を取得する慣行の確立など計画的付与制度の活用等により、その完全取得を目指すとともに、多様な休暇制度の普及に努める。

#### 2. 労働時間短縮に向けた条件整備

- (1) 一律な労働時間管理になじみにくい分野において、フレックスタイム制の普及を図るとともに、労働時間管理が困難な職種については裁量労働制の普及に努める。
- (2) いわゆるサービス残業等が発生しないよう、企業に対する指導を一層強化するなど労働時間管理の適正化に努める。
- (3) 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の円滑な施行により、業種ごとの取組を促進する。また、適正な納期設定など労働時間の短縮に資する取引慣行の定着に向けた指導の強化を図る。
- (4) 学校の過五日制については、平成 4 (1992) 年 9 月から実施される月 1 回の週五日制の定着を図るとともに、その過程において生じる課題に対応しつつ、国民の合意を形成し、段階的な拡大を図る。

### 第 2 節 充実した自由時間のための環境整備

労働時間の短縮や生涯を通じた時間配分の見直しにより、年齢間等でバランスのとれた自由時間の拡充を図る。自由時間は、個人が自己実現を図っていくための基盤であり、これをどのように活用するかは、一人一人の選択にゆだねられるべきものである。公的部門は、各人が自由な選択をしやすいするための環境整備のための施策を推進する。

#### 1. 豊かな学習・文化環境の形成

- (1) 生涯の各時期における高度で多様な学習需要の増大に対応した環境整備を図る。このため、学校の生涯学習機関としての機能を充実・強化する。この一環として、地域住民の生涯学習活動を支援するため、体育館開放用クラブハウスなどの施設を備えた公立学校数の割合を、計画期間中に 50%程度 (1991 年度約 31%) に引き上げることを目指

して、学校施設の多機能化を図る（別表参照）。また、放送大学の学習機会の拡充、専修学校の質的充実・向上を図る。さらに、生涯にわたる学習成果の評価に関する仕組みの整備・活用を図る。

- (2) 芸術鑑賞機会の拡充、地域の文化団体の活動や企業の文化支援活動の促進等を図る。また、人々に親しめる形での史跡の整備や地域の伝統芸能の保存振興等を図る。

## 2. 余暇環境の整備

- (1) 余暇長期化に対応し、比較的安価に利用できる公共的施設の改善、自然と親しめる農山漁村地域や自然公園地域での様々な保養施設等の整備を促進する。
- (2) 余暇活動における混雑の緩和を図るため、休暇時期の分散化、閑散期における割引料金の充実を促進する。
- (3) 多様な余暇活動に対応し、スポーツ、観光、レクリエーション等の施設の整備、これらの施設への快適な交通の確保、情報の提供、人材の養成などを図る。

## 第3節 誰もが社会参加できる環境の整備

国民の誰もが自らの能力に応じて社会参加し、社会に貢献できるようにするための環境整備が重要である。特に、女性が十分に社会で活躍できるよう、これまでの男女の固定的な役割分担意識を始め社会の制度、慣行、慣習等を見直し、男女共同参画型の社会を実現することが必要である。また、高齢者や障害者が、就業機会の整備などを通じ社会参加が適切に保障され、生きがいを持って暮らせる社会を作り上げていくことも重要である。さらに外国人にも住みやすい環境の整備が必要である。

### 1. 女性が能力を発揮しやすい環境の整備

- (1) 男女雇用機会均等法の定着を図るとともに、同法の趣旨を更に徹底させるための方策について必要に応じ法令、指針の見直しを含め幅広い検討を行う。
- (2) 労働基準法の母性保護を除く女子保護規定については、今後解消する方向に向け、労働時間を始めとした労働条件、女性の就業と家庭生活との両立を可能にするための条件整備の状況等を勘案しつつ、具体的な検討を行う。
- (3) 育児休業制度の定着を図るとともに、育児休業法の通用が猶予されている中小企業に対する普及を推進する。また、介護休業制度の普及促進に努めるとともに、必要に応じ法制化を含めた有効な普及対策を検討する。さらに、乳児保育、延長・夜間保育等保育需要の多様化に対応した保育サービスを充実するとともに、労働時間の柔軟化、多様化を推進する。
- (4) 女子再雇用制度の普及や再就職を希望する女性に対する支援などにより、育児終了後の女子の労働市場への再参入を促進するとともに、パートタイム労働対策の充実を図る。



## 2. 高齢者の社会参加の促進

- (1) 平成5(1993)年度までに60歳定年制の完全定着を図るため、企業に対する指導を強力に実施する。さらに、勤務延長制度、再雇用制度等により65歳までの継続雇用を促進する。また、高齢者の知識、経験、技能等が有効に発揮できるような働きやすい職場環境の整備を図る。
- (2) 高齢者の早期再就職を促進するため、雇用職業情報の提供、総合的な相談体制の整備等に努めるとともに、短時間勤務や臨時・短期的な就労など多様な就業ニーズに対応した就業機会の提供の促進等を図る。
- (3) 年金制度を始めとする各種制度を、高齢者の就業インセンティブの観点からも見直す。
- (4) 高齢者や障害者等が可能な限り住み慣れた地域社会において、安全かつ円滑に行動でき、社会参加することのできる基盤づくりのため、住宅の改造や設備の開発・普及、交通機関、ターミナル施設、官公庁施設における配慮を行う。歩道については、計画期間中に、歩行者利用が見込まれる主な道路について高齢者や障害者も安全で快適に利用できる幅の広い歩道等(幅おおむね2m以上)の設置率をおおむね30%(1990年度20%)に引き上げる(別表参照)。

## 3. 障害者の社会参加の促進

- (1) 障害者の雇用機会を確保するため、すべての企業において法定雇用率が達成されるよう雇用率制度を適正に運用するとともに、障害の種類・程度に応じたきめ細かな対策を推進する。特に、重度障害者については、第三セクター方式による重度障害者雇用企業の設定等を促進する。また、雇入れ企業の行う就業環境整備に対する援助を充実すること等により障害者の働きやすい職場環境を整備し、障害者の雇用継続を促進する。
- (2) 直ちに一般企業に雇灯されることが困難な障害者の就業の場を確保するための社会福祉施設の整備等その受入体制の整備を図るとともに、その一般雇用を促進するための諸施策を進める。

## 4. 外国人にも住みやすい環境の整備

- (1) 外国人にとっても住みやすく、活動しやすい環境条件を整えていく。このため、教育、社会保障等生活の各側面に係る各種の制度・施策について、外国人に対する適切な情報提供など運用面での改善を図るとともに、国際間の年金通算など制度面についても検討する。
- (2) 我が国の社会が異なる文化や生活習慣を理解・受容できるよう、意識の変革が進むことが期待される。

#### 第4節 安全で安心できる生活の確保

生活の安全と安定が確保され、人々が安心して暮らせることは、生活の基礎的条件である。このため、21世紀の本格的高齢社会において、すべての国民が健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような「長寿福祉社会」の構築を図る。また、身近な安全や国民生活の基盤となる安全を確保する。

##### 1. 不安のない老後生活の確立

(高齢者の保健福祉施策の推進)

(1) 寝たきり老人等の介護の問題への対応を図り、高齢期における国民の不安を解消するため「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」を着実に推進する。

その際、「老人保健福祉計画」を策定するとともに、下記の目標に沿った各種保健福祉施設の総合的かつ計画的な整備を計画期間中に着実に進める(別表参照)。

今世紀中に、おおむね中学校区に1か所程度(全国で1万か所)デイサービスセンターを整備する(1991年度見込み2630か所)。

今世紀中に、要介護老人が2か月に1回程度利用できるようにショ-トスティのベッドを全国で5万床(1991年度見込み約1.2万床)整備するとともに在宅介護支援センターを整備する。

今世紀中に、要介護老人がほとんど待つことなく適切な施設に入所できるよう、特別養護老人ホームを24万人(1991年度見込み約18万人)、老人保健施設を28万床(1991年度見込み約7万床)分整備する。

(2) これらの施設については、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域社会での生活が続けられるよう、高齢者の利用や家族・地域住民との交流に配慮した場所に整備する。その際、大都市部においては、既存の公的施設等の有効活用、合築等による施設の複合化などの工夫を図る。

(3) ゴールドプラン等を推進し、併せて医療の高度化・専門化に対応するため、養成立の強化、潜在的な人材の就業の促進、労働環境・処遇の改善、労働力需給調整機能の強化等により保健医療・福祉マンパワーの確保を推進する。

(4) 保健・医療サービスと福祉サービスの連携・統合を推進するとともに、各施設で在宅との間の均衡に配慮して、費用負担の適正化を図るなど介護費用の在り方について総合的な検討を行う。

(5) 利用者である高齢者の保護に十分配慮しつつ各種のシルバーサービスの振興を図るとともに、高齢者や障害者の自立した生活を助ける各種の福祉機器・用品の開発・普及を促進する。

(6) 公的住宅での高齢者向け住宅の確保や優先入居、子世帯との隣居・近居の優遇等の住宅対策を推進するとともに、介護や生活関連サービスの提供等福祉施策との連携をとった住宅の供給等を進める。

## (年金制度の改革)

(7) 公的年金については、国民の老後生活を保障する主柱として必要な年金給付水準の確保を図る。

その基盤となる年金財政の長期的安定を図るため、世代間の負担の公平に留意しつつ保険料の段階的な引上げを図るとともに、年金受給世代の給付と現役世代の所得水準や負担との均衡に配慮する必要がある。このため、21世紀の高齢化のピークに向けて、雇用と年金の連携を確保しながら、被用者年金の老齢年金の支給開始年齢を段階的に引き上げていくこと等、給付と負担のバランスを図るための見直しを行う。その際、多様な選択肢の中で不安のない老後の所得保障が図られるよう、高齢者雇用の促進を図るとともに、繰上げ支給制度の導入など雇用との連携に配慮した年金制度の側の対応についても併せて検討する。また、積立金の適切な運用により、将来の保険料負担増大の軽減に努める。

(8) 平成7(1995)年を目途とし、各制度間を通じて、給付と負担の両面にわたる公平を確保するため公的年金制度の一元化を完了させる。

(9) 企業年金、国民年金基金等の育成・普及を推進するとともに、個人年金等による自助努力を支援する。

## 2. 健康な生活と医療の確保

(1) 成人病予防や寝たきり防止のための諸施策を進めるとともに、運動が日常的に行われやすい条件の整備、健康づくりのために休暇を効果的に過ごせる環境づくりなど生涯を通じた健康づくりを推進する。

(2) 国民が良質で効率的な医療サービスを受けられるよう、患者の病状に応じた医療施設機能の体系化、救急医療、へき地医療対策の推進、在宅医療を含む地域保健医療体制の整備を図る。また、適切な医療情報の提供等により患者の立場に立ったサービスの向上を図る。

(3) 医療保険制度について、医療費の適正・公平な負担、医療保険制度の安定及び患者のサービス選択の幅の拡大の観点から、総合的に検討を行うとともに、今後増加する医療費に係る国民の負担を適正な水準にとどめるため、国民の健康づくりと医療費の適正化対策を推進する。

## 3. 生活の安全の確保

(1) 交通事故死者数の減少等を目指し、バイパス等の道路の新設・改築、歩道の整備、交差点の改良、交通管制機能の高度化など交通安全施設等の整備、交通安全教育の推進及び指導取締りなど交通安全対策を強力に推進する。また、薬物乱用問題への対応、地域における防犯体制の充実等により、我が国の治安面での安全度の高さを、今後とも維持していく。

- (2) 国民生活の基盤となる安全を確保するため、治山、治水、砂防、急傾斜地崩壊対策、海岸保全等の国土保全施設の整備を着実に推進する。例えば、治水施設については、計画期間中に、集中的な降雨による洪水に対して安全の確保が必要とされる人口を 2300 万人（1991 年度 2900 万人）に減少させることを目指した施設の整備を進める（別表参照）。
- (3) 大規模な地震、洪水等の災害の発生に備え、人口・資産の集積地域において危機管理施策を推進するとともに、各種ネットワークシステムの二重化等の安全対策を官民協調の下に推進する。

## 第 5 章 生活者・消費者の重視

### 策 1 節 家庭・地域における生活の充実

労働時間の短縮が進み自由時間が増えることにより、勤労者のライフスタイルは従来の職場を中心としたものから、職場、家庭、地域社会などの間でバランスのとれたものに変化することが期待される。このため、家庭や地域での生活を重視した環境整備を図る。また、生活の豊かさの現状を把握し施策にいかすためのきめ細かな指標づくりを推進する。

#### 1. 家庭生活の充実

充実した家庭生活のため、家族の団らんや休養による安らぎ、子供を生き育て、教育し、病人や老親を介護するなどの家庭の持つ機能が今後も適切に維持できるよう、育児相談や保育サービスの充実、子育てに対する経済的支援、基礎的な介護技術の普及等家庭を支援する施策を推進する。

#### 2. コミュニティ活動・ボランティア活動の充実

- (1) コミュニティ活動やボランティア活動が住みよいまちづくりにつながることを期待される。
- (2) 企業自体の社会貢献活動の推進に加えて、従業員が企業から自由な立場でボランティア活動等を行えるよう、休暇・資金等での支援が期待される。学校教育におけるボランティア活動の拡充を図るとともに、入学試験等におけるボランティア活動の評価を促す。
- (3) ボランティア活動等に関する情報提供システムの整備、活動の拠点づくり、指導者やコーディネーターの育成等を図る。
- (4) 多様な非営利組織によって行われている住民参加型福祉活動については、将来のための時間貯蓄の仕組み（活動を行った時間数を積み立て、将来、積み立てた時間だけサービスを受けることができる仕組み）などにより、参加意欲を高めるとともに、そのネットワークづくりを進める。

## 節 2 節 環境と調和した簡素なライフスタイルの実現

地球環境、資源・エネルギー問題が重要となる中で求められる新しいライフスタイルは、環境と調和した簡素なライフスタイルである。このため、環境保全、省資源・省エネルギーに関する国民意識の変革を促し、廃棄物の排出抑制と資源リサイクルを推進する。

- (1) 環境保全や省資源・省エネルギーについて、学校における教育や消費者啓発活動、情報提供の充実等により国民の意識の変革を促すとともに、地域の自主的な運動の一層の活性化を促進する。生産者は商品情報の適切な提供等により、消費者が環境への負荷が少ない省資源・省エネルギー型の商品の選択が可能となるような条件を整備する。
- (2) 省エネルギーの促進や国民の余暇活動の増進を図るため、サマータイム制度の導入について検討を行う。
- (3) 市町村において地域の実情に合った分別収集体制の整備・拡充を図る。消費者においても、廃棄物の排出抑制や廃棄物の分別等への積極的な協力が期待される。また、再生資源を利用した商品の選択を促進する。
- (4) 一般廃棄物の収集・処理等の費用は、家庭系の廃棄物についても適切な負担を求めることにより、廃棄物の排出抑制を図るとともに、預り金制度（デポジット制度）の導入の条件を整備し促進するための方策を検討する。また、排出者の責任を明確にし、廃棄物の収集・処理の費用等が製品の価格に適切に反映される仕組みづくりなど、経済的手段の活用について幅広い検討を行う。

## 節 3 節 内外価格差の是正と透明な市場ルールの確立

我が国の家計所得は名目上世界長高水準となったとはいえ、内外価格差の存在により実質的な購買力は低い。内外価格差は縮小傾向にあるものの欧米諸国に比べ依然割高であり、これを更に是正するため、経済的規制の緩和の推進と独占禁止法の厳正な運用など競争政策の一層の推進を図るとともに、生活者・消費者の視点に立った透明な市場ルールの確立を図る。

- (1) 食料品、いわゆるブランド品を含む輸入工業製品、公共料金、土地利用型サービス等を中心に、各々の財別、品目別の特性等に応じた一層の是正努力を継続する。
- (2) より総合的・継続的な内外価格差調査を行い、消費者への情報提供等の充実を図る。
- (3) 需給調整の観点からの参入規制や価格規制などの経済的規制については厳格に見直しを行い、制度・運用の改善を一層推進することとし、特に以下の規制緩和を着実に推進する。また、規制緩和後の取引の公正の確保に努める。

電気料金の季節別時間帯別料金の拡充、ガス料金の複数二部料金制への移行等サービスの質やコストに応じた適切な料金メニューの整備、航空運賃への割引運賃及び国際航空の特別運賃へのゾーン制の導入・拡充を推進する。

改正法が施行された大規模小売店舗法や緩和された酒類販売業の免許基準、原油処理枠が撤廃された石油関連法制について、適切な運用を図るとともに、運用状況に即した点検・評価等を行う。

預貯金金利の自由化など金融・資本市場の一層の自由化を推進する。

自然エネルギーやエネルギー効率の高い分散型電源の開発・導入等を推進する。

(4) 競争条件の整備のため・流通・取引慣行の改善と企業内容の透明性の確保、適用除外カルテル等独占禁止法適用除外制度の見直しを図る。再販適用除外制度については、原則平成 5(1993)年 4 月までに指定商品の約半数の品目の指定取消しを行う。また、再販が認められる著作物の範囲について立法措置による明確化を図る。

(5) 行政指導の透明性・明確性の確保・及び基準・認証・検査手続制度の改善を図る。

#### 第 4 節 充実した消費生活の基盤の確立

消費者保護施策等により自立した消費者の基盤を確立するとともに、行政サービスを利用者の視点から見直し・既存組織間の連携強化等により利便性の向上を図る。

##### 1. 自立した消費者のための条件整備

(1) 経済社会が高度化・複雑化する中で消費者と企業等との間で情報収集能力等の格差が拡大しており、消費者の自立性を高めるには十分な環境整備が必要である。

このため、規格・表示を含む消費者への情報提供や消費者教育の一層の充実、自主的な消費者組織・消費者活動のための環境整備等を通じて、消費者への支援を一層強化する。

(2) 消費者安全に係る規制は安全性の十分な確保の観点から必要に応じて見直す。輸入食料品等の安全性確保・被害等の情報交換の促進及び消費者信用等の取引の適正化を図る。

(3) 製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済制度の在り方については、被害者救済の実効性の確保と国際化の進展に対応した制度の調和を図る観点から緊急の課題として検討が進められ、また、事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方については、製品事故や消費者被害救済の実態、経済社会への影響等を十分踏まえた検討が進められているなど種々の場で検討が行われており、それらの成果を活用する。

##### 2. 利用者の立場に立った公的サービスの確立

(1) 利用者の利便性の向上を図るため、各省所管法令手続をリンクさせた電算化等による輸入手続の簡素・合理化・安全で円滑な道路交通の確保のための適切な駐車規制と駐車場整備の促進や地下埋設工事などの実施時期の調整による道路の掘返しの抑制、福祉機器等の開発・普及等の分野において、各省庁の連携を強化・推進する。

(2) 社会資本整備においても空港とアクセス交通など異部門間の整備・公民館と図書館等社会教育施設の集中立地など類似機能・関連機能の協調・公共住宅と社会福祉施設の合築など機能の複合化等について各省庁の連携強化や地方公共団体による事業の総合化を推進する。

(3) 公的施設における利用時間の延長・病院等の待ち時間の短縮・案内標識の整備等外国人にも分かりやすい行政サービスの提供など利用者の立場からの見直しを推進する。

## 第6章 特色ある質の高い生活空間の実現

### 第1節 住生活の充実

国民生活の最も重要な基盤をなす住生活の充実を図ることは、「生活大国を築く上で最も重要な課題の一つである。このため、居住関連の投資の持続的拡大を図り、良質な住宅ストックの蓄積と安全で良好な居住環境を整備することにより、居住水準の向上を図る。

特に、大都市圏では地価が依然として高水準で中堅勤労者の住宅取得が困難となっていることから、東京を始め大都市圏においても、勤労者世帯の平均年収の5倍程度（諸条件の下における住宅の取得のために調達可能な資金額）を目安に良質な住宅の取得が可能となることを目指して、できる限りこれに近づけるよう、適正な地価水準の実現を図るための総合的な土地対策を着実に推進するとともに、住宅対策等の諸施策の充実を図る。

#### 1. 土地対策の推進

「土地についての公共の福祉優先」など、土地基本法に示された理念の一層の定着を図ることが重要であり、土地神話の打破を目指した総合的な諸施策を地方公共団体との連携と協力の下に着実に実施する。また、土地問題が経済や金融の動向と密接に関係していることにかんがみ、経済運営において地価に十分配慮する。

具体的方策としては、土地が最も有利な資産であるという状況をつくり出してきた要因を除去するとともに、住宅・宅地の需給バランスを図ることが重要であり、「総合土地政策推進要綱」を基本として、土地税制の活用、住宅・宅地供給の促進等以下の諸施策を強力に推進する。

##### (税制の活用)

(1) 土地の資産としての有利性の縮減、土地の有効利用の促進、税負担の公平の確保等を図り、土地を投機の対象とすることなく、利用価値を重視する価値観を築き上げる。

このため、地価税の創設、市街化区域内農地の課税の特例の廃止等総合的見直しがなされた土地税制を着実に実施するとともに、平成6(1994)年度における固定資産税評価の均衡化・適正化を的確に実施する。

##### (住宅・宅地供給の促進)

(2) 東京等大都市圏における強い住宅・宅地需要の分散を図るとともに、広域的計画に

基づく計画的な宅地開発等により、住宅・宅地供給を促進する。その際、1991～2000年度の間の首都圏での建て替えも含めた住宅供給戸数を東京都心から0～30kmで約260万戸、30～50kmで約145万戸、50km以遠で約25万戸、合計431万戸とするなど通勤可能な地域において大量の住宅・住宅地の供給を促進する（別表参無）。

大都市の都心部や鉄道沿線等については、中高層共同住宅を基本とした土地の有効利用を進める。

(3) さらに、住宅・宅地供給の促進に当たって以下の施策を推進する。

生産緑地の指定を受けない市街化区域内農地について、各種の基盤整備、良好な賃貸住宅建設に係る促進制度の活用等による計画的な宅地化を誘導する。

既成市街地における工場跡地等の低未利用地や低未利用の公有地で住宅地としての利用に適したものについて、その有効高度利用を図る。

各種税制の活用や関連公共施設整備の推進等により、新市街地における計画的な住宅・宅地の供給を行う。

宅地開発等指導要綱の行き過ぎ是正や住宅系開発の抑制方針の見直しを行い、地方公共団体の積極的な取組を推進する。

新たな借地借家制度を活用するとともに、不動産の共同投資のための証券化に対応した制度の確立等による第三者の事業への参加を促進する。

(土地利用の適正化)

(4) 住居系地域における地価の適正化と良好な住環境の保護を図るため、住居系用途地域等の都市計画の詳細性の確保、住宅機能を確保した優良なプロジェクトに対する容積率の割増し等を行う。また、土地利用計画制度における計画内容の充実等により、地方公共団体の土地利用の調整機能の強化等を図るとともに、都市ビジョンの明確化により、土地利用の適正化を推進する。

(5) 計画的市街地整備や公共事業の円滑な推進のため、土地の先買い制度を活用するとともに、土地収用制度の積極的な活用を図る。

(投機的土地取引の防止)

(6) 金融機関の土地関連融資については、タイミングを逸することなく総量規制が発動されるよう、その伸びを常時監視するとともに、金融検査の活用やヒヤリングの機動的実施を通じ、厳正な指導を行い、投機的な土地取引に係る融資を排除する。

(7) 状況に応じた監視区域制度の的確な運用等地価の再高騰を未然に防止する土地対策の的確な実施等のため、土地に係る基礎的データを整備・充実するとともに、短期的な地価動向の的確かつ迅速な把握に努める。

## 2. 良質な住宅と住環境の形成

良質な住宅ストックの形成を図るとともに、高度化・多様化する居住へのニーズに的確に対応し、多様な住生活の選択を可能とする条件整備を行う。



(1) 住宅の生産性向上のための生産供給体制の合理化・技術開発の推進等により住宅価格の安定を図るとともに、住宅の取付能力向上のため税制・金融面での支援措置の活用を図る。

(良質な賃貸住宅の確保)

(2) 公営住宅、公団住宅等について計画的な街づくりと一体となった供給を推進するとともに、良質な賃貸住宅を確保するため、民間賃貸住宅の借上げ方式や借地方式、他の公共施設との合築方式等の活用、総合的な計画の策定による建て替えの推進等により、公共賃貸住宅供給の拡充を図る。

(3) また、金融、税制上の支援策の活用等により、3~5人の標準世帯向けの良質な民間賃貸住宅の建設を促進することとし、特に、市街化区域内農地の活用による良質な住宅の建設の誘導を強力に推進する。また、低質な木造賃貸住宅の密集地区を始めとする低水準の住環境の地区については、その実情に応じた各種住環境の整備事業を推進するとともに、低質な民間賃貸住宅の建て替え等により良質な住宅の供給を促進する。

(既存ストックの有効利用)

(4) 増改築等リフォームの推進、マンションの維持管理体制の充実、共用部分の修繕費用に対する助成の活用、不動産流通市場の一層の整備・充実等による既存ストックの有効利用を図る。

(5) 地域開発と連携し、良質な住宅・宅地の供給を促進するとともに、個性ある地域文化を創造する住まいづくり、環境と共生する住宅及び住環境の整備を進める。

## 第2節 特色ある生活圏域の形成

地方分権の推進等、地方公共団体の行財政基盤の強化を基本として、主体的かつ個性的な地域づくりを推進する。これと併せ、中核都市、中小都市や農山漁村がそれぞれの機能や個性を発揮し、中核都市と周辺地域からなる広域的な生活圏域の一体的な整備を進め、都市的な利便性が確保された快適な生活環境を形成する。また、自然環境のみならず、産業、文化、歴史等の地域の個性をいかしつつ、美しい景観を備えた魅力ある地域づくりを進める。

(広域的な生活圏域の整備)

(1) 広域的な見地から、中核都市を中心に、都市・産業機能の集積を一層進めるとともに居住環境の向上を図る。

(2) 中小都市においては、中核都市との連携を強化しつつ、周辺地域の日常生活を支える中心的機能を果たす市街地整備等を推進するとともに、小規模でも世界に通用する個性的な都市づくりに努める。

(3) 農山漁村においては都市と多様な交流を図りながら、その多面的機能が発揮されるよう地域の特色を踏まえた整備を進め、住みやすく美しい農山漁村の形成に努める。また、地域社会を維持し、定住人口の確保等に努める必要のある地域については、定

住条件の総合的整備や地域資源の適切な利用・管理を図る。

(4) さらに、中核都市と周辺の中小都市や農山漁村とのアクセス条件の改善を図ることにより、集積に伴う便益の周辺地域への波及効果を高め、都市的利便性を享受し得る生活圏域の拡大を図る。

(5) 基礎的自治体としての行政能力の確保・増進等の見地から、自主的な市町村合併の円滑な推進を図る。

(特色ある地域づくり)

(6) 地域の個性や魅力を活用した特色ある地域づくりを進めるため、土地利用計画の策定など地方公共団体の主体的な取組を推進するとともに、地方分権の推進等その行財政基盤の強化を図る。

(7) 地域における特色ある機能の集積に当たっては、優れた人材の育成・確保が重要であり、個性的で国際的に通用する高等教育・研究機関の拡充を進める。

また、特色ある地域産業の振興を図るとともに、地域の特性に応じた総合的な地域雇用対策の推進により魅力ある雇用機会の創出を図る。さらに、地方の雇用情報や生活関連情報等を提供する体制の整備・充実を通じ、人材の地方還流の円滑化を促進する。

### 第3節 生活に関連した社会資本整備

生活大国の実現のためには、立ち遅れがみられる生活に関連した社会資本整備を重点的に図っていくことが必要不可欠である。このため、社会資本整備に当たっては本計画で示した利用者の視点に立った整備目標などを踏まえ、快適な生活環境を形成するとともに、圏域内交通・交流の円滑化を促進する(別表参照)。また、特に生活に関連した社会資本の整備については地方公共団体の役割が重視されてきている。このため、国・地方の合理的な役割分担を構築しつつ、地方公共団体による地域に密接に関連した社会資本整備を積極的に推進する。

#### 1. 快適な生活環境の形成

(基礎的な生活環境の整備)

(1) 排水の衛生処理を普及の遅れている地方都市や農山漁村に重点を置きつつ、推進する。

このため、下水道整備を促進するほか、地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント集落排水施設の整備を進めることにより、おおむね2000年には、排水が公共的主体により衛生処理される人口の割合を7割を超える程度(1990年度見込み45%)に増加させるとともに、公共団体の助成を活用した合併処理浄化槽の整備を促進する。

(2) 廃棄物の排出抑制に努めつつ、おおむね2000年に、市町村が処理すべきごみのほとんどすべて(1991年度見込み80.8%)を減量処理することを目標に廃棄物処理施設を整備するとともに、その資源化やごみ焼却に伴う余熱の一層の有効活用・広域的な処理

も含め最終処分場の計画的な整備を図る。

- (3) 良好な水質の水資源の確保、高度浄水施設の整備により、安定的においしい水が供給されるようにする。また、計画期間中に、都市住民等の生活環境保全のために整備された森林の面積を一人当たり約 10 m<sup>2</sup> (1991 年度見込み 5.5 m<sup>2</sup>) にするなど自然環境の保全や利用施設の整備等に努めるとともに、森林都市構想の推進を図る。

(良好な生活空間の確保)

- (4) 計画期間中に、都市内道路網等の基盤が整備された地区の割合を約 46% (1991 年度見込み約 38%) にすることなどを目指して、面的整備や道路の整備を進めるとともに、都市計画の詳細化等による土地利用の適正化、建築物の誘導などにより、良好な市街地を整備する。

- (5) 農山漁村においては、生産基盤との一体性に留意しつつ、都市と比較して相対的に劣っている生活環境の向上に向けて快適な生活基盤の整備を促進する。

- (6) 都市公園等について、歩いて行ける範囲の公園の普及率を計画期間中に、約 59% (1990 年度見込み 48%) に引き上げるなど市街地において公園が容易に利用できるように努める。

(美しい社会資本の整備や景観の形成)

- (7) 歴史や自然等地域の個性をいかした美しく、潤いのある社会資本の整備、屋外広告物等の適正な規制・誘導などにより、人々が愛着を持てる景観の形成を行う。

- (8) 緑の整備については、計画期間中に、景観や親しみに配慮して緑化の行われている道路、河川、急傾斜地の割合をそれぞれ 42%、18%、16% (1991 年度見込み 33%、10%、10%) に高めるとともに、港湾、漁港についてもそれぞれ 2.5%、2% を上回る程度 (1991 年度見込み 1.9%、1%) に向上させる。

## 2. 圏域内の交通と交流の充実

(鉄道混雑の緩和)

- (1) 大都市圏において問題となっている通勤の長時間化、混雑区間の長距離化の改善を図る。このため、おおむね 2000 年には、東京圏における鉄道の混雑率を 180% 程度 (1989 年度約 200%) に改善することなどを目指して、地下鉄等の鉄道新線建設、複々線化、ターミナルの改良等の輸送力増強工事など引き続き大都市圏における鉄道整備を進める。併せて、時差通勤やフレックスタイムの促進による混雑緩和対策を推進しつつ料金面での考慮の検討を進める。また、アクセスの改善、駅前広場等の整備と一体となった駐輪場の整備を推進する。

(交通渋滞や路上駐車の緩和)

- (2) 大都市圏及び地方の主要都市における交通渋滞や路上駐車が市民生活等に深刻な影響を与えている。このため、長期的には、道路の平均走行速度を大都市圏、地方圏においてそれぞれ 30km/h、46km/h (1990 年度 23km/h、40km/h) まで改善するこ

とを目指し、環状道路等を始めとする体系的な道路網の整備や交差点の改良等各種渋滞対策を推進する。さらに、民間駐車場への助成、公共駐車場の整備等を進めることにより、計画期間中に、中心市街地の駐車場整備地区における一般用の駐車場の充足率を80%（1990年度70%）に引き上げる。

（開発利益の還元）

（3）このような社会資本整備に当たっては、開発利益の公共や事業主体への還元や、事業主体に還元がなされるまでの間開発資金を融資する仕組みが必要である。開発利益の還元方策としては今後多様な手法を検討していく必要があるが、都市計画税などによる開発利益の公共への吸い上げも一つの有効な手法と考えられる。

（地方圏の交通の利便性の向上）

（4）都市と周辺地域からなる広域的な生活圏域において、全国どこでも都市的利便性が享受されるよう、地域高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備を進めるとともに、鉄道特性、投資効果等を踏まえながら幹線鉄道の高速度化を軸とした公共交通サービスの向上を図る。この結果として、例えば長期的には、周辺地域から地方中核都市に1時間以内に到達できる人口の割合は8割台半ば（1991年度7割台半ば）となると見込まれる。

（5）過疎地、離島等においては、地域の振興、活性化に資する交通基盤や生活に密着した公共交通の確保を図る。

（圏域内における情報通達基盤の整備）

（6）大都市圏においては、高度な情報通信手段を活用したサテライトオフィス等の情報拠点施設の整備などにより業務機能の分散を促進するとともに、地方圏においては、自動車電話等が使えない地域や民間放送の難視聴を解消するなど情報格差是正のための基盤整備を推進する。

## 第2部 地球社会との共存

### 第7章 地球社会との調和

#### 第1節 調和ある対外経済関係の構築

世界経済の相互依存・グローバル化の進展に対応し、世界経済とともに調和ある発展を遂げていくため、我が国経済社会を地球的規模の視点で見直し、制度・仕組みの国際的調和を図るとともに、国際経済交流を促進する。さらに、内需主導型の経済成長の定着及び構造調整の推進に努め、国際的に調和のとれた対外均衡を達成し、調和ある対外経済関係の構築を図る。

##### 1. 国際的に調和のとれた対外均衡の達成

- (1) 我が国は、80年代半ば以降輸出志向型の経済構造の転換を進めてきた。その結果、我が国の輸出入は、製品輸入比率の上昇や海外直接投資の進展などにより、以前の輸出が増えやすく輸入が増えにくいと言われた構造はかなり変化してきている。
- (2) しかし、90年度においては、これに加え一時的要因もあり、経常収支黒字は大幅に縮小した後、91年度には、この一時的な要因のはく落に加え、国内景気や輸入価格の動向等もあり輸入の伸びが鈍化する一方、円高によるドル建て輸出価格の上昇等により再び拡大した。
- (3) 国際的には我が国だけが主要な黒字国となっており、国際的に調和のとれた対外均衡の達成に向け、継続的な努力が必要である。このため、引き続き適切な政策運営を行い内需主導型成長の定着に努めるとともに、制度、仕組みの国際的な調和や諸外国との競争条件の調和、親制緩和の推進などによる内外価格差の是正や市場アクセスの一層の改善・輸入の促進など構造調整を推進する。
- (4) なお、一方で世界的な貯蓄不足が懸念される。貯蓄不足から実質金利が上昇すれば、先進国の景気拡大だけでなく、発展途上国の抱える累積債務問題の解決などの障害となり得る。このため、途上国自らが貯蓄を増強するとともに、先進国とりわけ経常収支赤字が大幅な国において、一層の貯蓄増強に努めることが期待される。

## 2. 制度・仕組みの国際的調和の推進

- (1) 国際的に調和のとれた競争条件を整備するため、基準・認証制度や独占禁止法適用除外制度等自らの制度・仕組みを国際ルールに照らして常に見直すとともに、行政手続の法制化、運用基準の明確化・公表等を進める。また、より透明で国際的に調和のとれた企業行動の確立や、労働時間の短縮、土地問題の解決も重要な課題である。他方、我が国の制度や仕組みについてより正しい理解が得られるよう努力する。
- (2) 保護貿易主義、管理貿易の強まりや地域主義のまん延を防ぎ、多角的自由貿易体制の維持・強化を図るため、GATT ウルグアイ・ラウンドを成功裡に終結させるために最大限の努力を図る。また、GATT ウルグアイ・ラウンドなどの場を通じて新しい国際的なルール作りに積極的に取り組む。
- (3) 開かれた地域協力を進めるため、アジア・太平洋経済協力(APEC)等を積極的に推進する。

## 3. 国際経済交流の促進

- (1) 海外からの我が国市場へのアクセスを一層改善し、輸入を促進する。このため、基準・認証の見直し、関税の引下げ、規制緩和、市場開放閉居苦情処理推進本部(OTO)の機能の一層の活用、輸入協議会の活動強化を推進する。また、輸入促進地域の整備を図り、総合保税地域制度の活用を図る。さらに、輸入関係インフラの整備、輸入関係諸手続の迅速化、金融・税制面での支援策の活用及び政府調達における外国製品購入の促

進を図る。

(2) 金融、税制面の支援策の活用、情報提供、人材の確保及び研修に対する支援などにより対日直接投資を促進するとともに、国際的な産業間の協力・交流関係の一層の進展を図る。

(3) 海外直接投資は受入国経済の活性化に資するとともに、中長期的にみて、我が国の貿易収支黒字の縮小効果を持つものである。現地調達率の上げを図るなど受入国との調和に配慮し、海外直接投資を促進する。

## 第2節 受容力の高い社会の構築

外国人にも住みやすい環境を整備するとともに、人と文化の交流を積極的に進め、教育も含めた社会全体の対応により、異なる価値観や文化・慣習をも受け入れる受容力の高い社会の構築を図る。

### 1. 人と文化の交流の促進

異なる文化に対する国民一人一人の理解を深め、相互理解と信頼を増進するため、人と文化の国際交流・協力を促進する。

(相互理解の促進)

(1) 日本人の国際理解の促進を図るとともに外国人の対日理解の促進を図る。このため、自らの国の理解を基礎とした国際理解教育の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業等によるコミュニケーション能力に重点を置いた外国語教育の推進、地域研究の推進を図る。また・国内外における日本語教育の一層の推進、海外における日本研究に対する協力、視聴覚媒体の効果的な活用・充実等による我が国の情報発信能力の強化を図る。

(国際交流・協力の促進)

(2) 様々なレベルでの交流・協力の促進により相互理解と信頼を増進する。このため、有識者・文化人の派遣招請計画の充実、研究者・留学生の受入体制の整備充実を図るとともに、官民の連携による草の根レベルでの国際化・国際交流の機会の充実、青少年の国際交流の充実を図る。また、海外子女・帰国子女教育の充実、外国人子女の受入れに伴う日本語指導等の充実を図る。さらに、多様な芸術文化交流、文化遺産保護への協力を推進する。

### 2. 労働力の国際化への対応

(基本的考え方)

(1) 国際的労働移動圧力への対応としては、直接投資、経済協力、技術移転あるいは貿易拡大を通じて相手国の経済社会の発展を支援し、雇用機会を創出することが基本である。

(外国人労働者問題に対する考え方)

(2) 専門的・技術的分野の外国人労働者については可能な限り受け入れる。このため、我が国経済・社会等の状況の変化に応じて在留資格に関する審査基準を見直す。あわせて、出入国管理等行政の一層の透明化を図る。

(3) 労働力不足対策は合理化・省力化や労働条件の改善を基本とすべきであり、外国人労働者の受入れの問題を労働力不足対策の視点から考えるのは適当ではない。

いわゆる単純労働者の受入れ問題については、我が国経済社会に多大な影響を及ぼすとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、中長期的な視点に立って慎重に検討する。

なお、不法就労者の人権擁護に留意しつつ、組織的かつ悪質な仲介業者や雇用主に対する取締りの強化を図るなど不法就労対策を強化する。

(技能実習制度(仮称)の創設・具体化)

(4) 労働力不足を補うという観点ではなく、発展途上国等の発展に資するという視点に立って、これらの国が求める技術・技能(以下「技能」という。)の内容を的確に把握し、そのニーズに応じた「人づくり」を通じて国際社会に貢献するという観点から、発展途上国等から来日する外国人が、一定期間の研修を経た上で技能評価を行い、一定水準に達したこと等を条件に、雇用関係の下で日本人と同様の待遇を受けつつ、帰国後は母国の経済発展等に役立つ技能を修得できる技能実習制度(仮称)の創設・具体化を図る。

なお、この制度の創設に当たっては、実質的な単純労働者の受入れや不法就労者の増加につながることをないよう、受入れ枠、期間等の設定、帰国担保などの措置を講じ、その適正な運用に努める。

## 第8章 地球社会への貢献

### 第1節 地球環境問題への貢献

地球温暖化、森林減少、野生生物種の減少等の地球環境問題は、生態系としての環境の有限性が地球的規模で顕在化したものであり、今や長期的視野から喫緊に取り組むべき人類最大の課題となっている。その解決のためには、世界の「持続可能な開発」の実現が必要であり、環境と開発に関する国連会議(UNCED)において採択、署名が行われた一連の宣言、条約等は、今後の国際的取組の基本となるものである。我が国はその経験と能力をいかし、国際的枠組み作りに対する積極的・主体的参画やODAの活用などを通じ、地球環境問題の解決に向け率先した役割を果たしていく立場にある。

#### 1. 地球環境保全へのODAの活用

開発と環境の両立に向け、発展途上国における環境問題に対する優先順位と対応能力を高める必要がある。このため、政策対話を通じて発展途上国の理解を深めるとともに、自助努力を支援するとの観点からODAを積極的に活用する。

- (1) 環境分野に対する ODA を平成 4 年度より 5 年間にわたり 9000 億円から 1 兆円を目途として大幅に拡充・強化することに努める。
- (2) 発展途上国の環境分野における監視・規制に係る制度構築を推進するため、環境分野のプログラムに対する構造調整借款を国際金融機関と協調しつつ行う。
- (3) 中進国の環境案件に対して、これまでに行われてきた技術協力に加え、その内容に応じて有償資金協力を行う。
- (4) 商品借款の見返り資金について、その使途に例えば森林保全等の環境分野を含めることを検討する。
- (5) 国際機関を通じた援助について各国との協調の下で貢献するとともに、地球環境保全のために十分な資源が配分されるよう働きかけを行う。
- (6) 実施機関における環境配慮のためのガイドラインの内容を充実する。

## 2. 我が国の経験と能力の活用

- (1) 国際的な観測・監視ネットワークの充実や、人工衛星等による大気、海洋、生態系等の広域的観測の強化を図るとともに、国際共同研究を促進するなど、調査研究、観測・監視体制を整備する。
- (2) 発展途上国への技術移転に当たっては、低コストの脱硫技術等相手国の実情や必要性に合った適正技術を共同で選択・改良・開発しつつ、環境問題に対応した技術の移転を総合的・積極的に推進するとともに、環境分野における人材の育成を図る。
- (3) 民間レベルにおいて蓄積された環境保全技術の移転や、自然保護・債務スワップ等の民間活動を支援する。民間企業の海外活動については、環境配慮を徹底するよう体制整備を促す。また、豊かな知識と経験を有する非政府組織(NGO)の重要性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、情報の提供等を通じ支援に努める。
- (4) 「緑の地球経営」を目指し、世界の森林の保全・造成や持続可能な経営の確立に向け、森林保有国の主権を尊重しつつ、造林等の国際協力を積極的に推進するとともに熱帯木材貿易の適正化に努める。

## 第 2 節 国際貢献の新たな展開

我が国はこれまで発展途上国の発展と安定のための資金面を通じた協力を中心とした国際貢献を行ってきたが、今後はその充実に加え、地球社会の繁栄の前提となる国際平和・安定のための貢献を推進するとともに、知的な面での貢献や、科学技術、エネルギー、保健医療面での貢献など幅広い分野で、国際貢献の新たな展開が求められている。

### 1. 国際平和・安定への貢献

冷戦構造が終結し、新たな国際秩序が模索されつつある現在、国際平和・安定のために、我が国は資金・物資面のみならず、人的側面、知的側面を含め、国際社会の責任ある一員としての役割を積極的に果たすことが必要である。



(1) 国連機能の強化を支援するとともに、その平和維持活動等に対して積極的な貢献を図る。

(2) 武器輸出の規制や大量破壊兵器の拡散防止等の国際的取組の強化に努めるとともに、国際的な枠組みの下で、旧ソ連地域の核兵器関連の課題に取り組む。

(3) 地域紛争等に伴い急増している難民問題については、国際機関等を通じ、あるいは関係国に対して、資金協力・食料援助等の支援を行うとともに、医療チームの派遣等人的面でも貢献を行う。

(4) 我が国は、従来より平和国家としての基本的立場を堅持し、節度ある防衛力の計画的な整備に努めてきたところである。こうした努力は、日米安全保障体制とあいまって、我が国の安全の確保に大きな役割を果たすとともに、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献することともなっている。今後の防衛力の整備については、国際情勢の変化等を見極めつつ、「中期防衛力整備計画（平成3年度～平成7年度）」の修正や自衛官定数を含む防衛力の在り方について所要の検討を行う。

## 2. 知的な面での貢献

我が国はかつて諸外国から多くのものを学び、また我が国においても独自の知的な資産を蓄積しつつ、経済発展を遂げてきた。今後我が国が地球社会への貢献を行っていく際には、資金面、物資面のみではなく、様々な分野においてこれまでに蓄積した知的な資産を広く諸外国に提供し、知的な面での貢献を積極的に推進していくことが必要である。特に、我が国の経験を活用した知的支援を推進するため以下の諸方策を総合的に推進する。

(1) 経済政策や社会制度等の分野における我が国の経験を国外での利用が可能な形に整理する。また、必要な情報や分析技術が蓄積されている大学、民間研究機関、企業等の協力を得ていくことも重要であり、そのための条件整備を図る。

(2) 旧ソ連地域・東欧等の市場経済への移行過程にある国々に対し、専門家派遣等を一層拡充するとともに、これらを補完するため、今後、条件が整えば、広く助言のできる人材の情報の収集・管理を行い（人材バンク）・学識経験者等の複数人によるチーム（市場経済移行のためのアドバイザーグループ）を設置するなどのネットワークづくりを検討する。

(3) 援助対象国がより適切な開発政策を見いだすことを支援するため、政策対話を充実する。このため、援助マンパワーの充実・マクロの政策対話のための「自助努力統計」の作成、国別援助方針の策定を行う。

## 3. 科学技術・エネルギー・保健医療面での貢献

(1) 我が国独自の発想を取り入れた国際共同研究開発の提案・主導などを行うとともに科学技術の情報・成果の国際的な流通移転を活性化する。特にメガサイエンス（国際的な協力が不可欠な大規模な研究開発プロジェクト）については個々の計画毎に取り組み方を検討する。また、研究協力と技術協力及び資金協力との緊密な連携を確保しつつ、

発展途上国への科学技術協力を質的・量的に拡充するとともに、旧ソ連地域等への生産管理等の技術移転、軍民転換のための技術支援、科学技術の研究協力を行う。さらに、外国人研究者の登用・受入れ等国際的に開かれた研究体制の整備を行う。

(2) 環境問題にも対応した国際エネルギー需給の安定化の促進のため、国際エネルギー機関(IEA)等の場を通じたエネルギー政策の国際協調を推進する。また、発展途上国に対してエネルギー関連技術の移転を図るとともに、国際的な石油安定供給に資するため産油国に対する技術協力、投資促進などの協力を行う。さらに、旧ソ連地域・東欧・発展途上国等の原子力の安全性確保等について国際協力を推進する。

(3) がん、エイズ等の疾病の予防及び治療・発展途上国の保健医療水準の向上、麻薬問題の解決について、我が国の経済力と高い医療技術をいかし、資金面、人的面を含めて積極的に貢献する。

### 第3節 経済協力の多様な展開

我が国のODAは、発展途上国の飢餓や貧困を看過できないという人道的考慮と、国際社会の相互依存の認識から発展途上国の経済開発、民生向上を主たる目標とし、これらの国の自助努力を支援するとの立場をとってきたところであり、その役割はますます重要なものとなっている。発展途上国の依然厳しい貧困問題の解決に向け、ODAの一層の充実を図る。また、発展段階に応じ、ODAの各種形態の適切な組合せや貿易・直接投資等も含めた広範な経済協力を推進するとともに、地球環境問題、人口問題、旧ソ連地域・東欧等の民主化及び市場経済への移行などの課題についても取り組み、経済協力の多様な展開を図る。

#### 1. ODAの充実

(新しい視点)

(1) 環境問題に対する発展途上国の自助努力を支援するため、環境関連案件への経済協力を積極的に推進する。

(2) 幅広い人づくりの推進は開発の重要な要因である。研究協力等を含め、発展途上国の人づくりのための環境整備を総合的に推進する。

(3) 人口問題に対応するため、家族計画等の分野における国際協力を推進するとともに、教育の普及、女性の就業機会の拡大等を図る。また、発展途上国の食料確保等に向けた協力を推進する。

(量の拡充)

(4) 今後とも、ODAの分野において地球環境問題等の多様なニーズに対応しつつ積極的に貢献を行っていくため、先進国の援助動向や国際社会に占める我が国の地位にふさわしい貢献の在り方を踏まえ、我が国の財政事情も考慮しつつ、中期的な援助方針の下でODAの着実な拡充を図る。また、ODAの国際目標を念頭に置きつつ、対GNP比率の

着実な改善に努める。なお、援助の拡充に伴う財政負担の増加については、国民の合意を得ることが不可欠である。

(効果的な推進)

(5) 以下の諸施策により、ODAの一層効果的な活用を図る。

地球環境保全や参加型開発の視点をも含めつつ評価の充実を図る。

被援助国から援助国に転じつつある国等と協調して行う援助(連携型援助)を強化することにより、よりきめ細かな対応を推進する。

女性の開発過程への参加の確保及び開発成果による女性の受益について十分配慮する。

後発発展途上国(LLDC)等低所得国を重視した無償資金協力を引き続き推進するとともに、インフラや人づくりの分野も含めた有償資金協力の形態の多様化や技術協力における民間活動との連携強化を図る。さらにこれら援助形態の有機的な連携を図る。

援助実施に携わる人材の充実・強化を図るなど実施体制を充実する。

(実施に当たっての配慮事項)

(6) 我が国は、ODAの実施に当たっての総合的判断の一環として、発展途上国の軍事支出の動向、大量破壊兵器等の開発・製造等の動向、武器輸出入の動向、民主主義、市場指向型経済の導入の努力、自由・人権の保障状況について十分注意を払うとの考え方を示しているところであるが、その推進を図るため政策対話において相手国の理解を求め

る。

(7) ODAの実施に当たっては、引き続きアジア地域を重視していく。同時に、その他の地域に対しても、各地域の特性に応じて適切な援助を行う。

## 2. 広範な経済協力の推進

(1) 発展途上国等の資金需要に対応するため、投資保険制度や多数国間投資保証機関(MIGA)の活用を図り、直接投資を促進するほか、貿易保険の活用による民間資金(PF)の還流を進める。また、アンタイドローン等のその他政府資金(OOF)の還流を進める。

(2) 東南アジア地域を中心に行われてきた援助、直接投資、貿易の三位一体型の経済協力について、他の地域への適用の推進を検討する。

(3) アジア・太平洋経済協力(APEC)等の地域協力の枠組みに対し、適切な協力を行っていく。また、地域的広がりを有するプロジェクトで地球環境保全に資するものについて、十分な調査検討を進める。

(4) 官民の開発専門家を育成するため、大学・研究機関等における開発研究・教育の推進を図る。

## 3. 市場経済への移行に対する支援

(1) 旧ソ連地域に対する支援の国際的な枠組みについては、これらの国の経済情勢の正確な把握及び各々の経済改革へのコミットメントを踏まえ、国際的な合意の形成が必要である。また、国際通貨基金（IMF）・国際復興開発銀行（IBRD）の融資は、支援各国との間で経済調整プログラムについて合意がなされ、これが着実に実施されることを前提としている。

我が国としては、地球的課題への積極的貢献という立場から、この問題に対して国際的な協調の下で適切に取り組まなければならない。その際、ロシア連邦に対する支援については、日露関係の正常化等がなされて初めて、本格的な支援について検討が可能となることに留意が必要である。

また、我が国は技術的支援及び緊急的な支援を適切に実施してきているが、今後とも経済情勢の把握や経済改革へのコミットメントに当たって必要な技術的側面での協力を積極的に進める。特に、経済運営の手法、市場機構導入の方法、民間中小企業育成のための方策、さらには民営化移行後の企業経営等経済改革に必要な分野に対して、官民ともに支援していくことが重要である。

(2) 東欧諸国の市場経済化に対する取組については、国際機関、他の支援国との協調を図りつつ、国ごとの実情に配慮し、支援する。具体的には、これらの国々が総じて比較的高い発展段階にあることにかんがみ、貿易、直接投資等を組み合わせた広範な経済協力を進める。また、資金的な側面と並んで、前項の分野を含め経済改革に必要な分野に対して、官民ともに適切な支援を行う。

(3) モンゴル、ネパール、インドシナ諸国、中米等の民主化、市場経済への移行の努力に対しても、適切に支援する。

#### 第4節 国際貢献のための新たな基盤の整備

我が国が地球的規模の課題に対し積極的な役割を果たしていくためには、国民の幅広い理解を得ることが不可欠である。国際貢献活動に対する国民のより幅広い自発的な参加を促進し、国民の理解を醸成するとともに、資金面での新たな基盤の整備についても検討する。

##### 1. 国民の理解と参加の促進

(1) 国際貢献を含めたボランティア活動の促進のための企業の休職制度の導入が望まれる。また、地方公務員について、国際機関等に派遣される職員の処遇等を定めた法律に基づく条例の制定が望まれる。さらに、派遣された人員の安全確保策の強化を図る。

(2) 草の根レベルの国民参加ときめ細かな対応を図るため非政府機関（NGO）の活動を支援する。

(3) 幅広い層の国民の自主的な資金面での参加を促進するため寄付制度を活用する。

(4) 国際理解教育や広報活動の推進により、国際貢献に対する国民の理解の促進を図る。

## 2. 資金面での基盤の整備

地球環境問題への対応、旧ソ連地域・東欧等への適切な支援など、近年顕在化しつつある新たな地球規模の課題への対応に当たって資金面での基盤の整備の必要性が高まっている。今後このような新たな課題の解決への対応についての検討の進展を踏まえつつ、そのために必要な資金の確保についても、広く国民の理解を得ながら検討する。

## 第3部 発展基盤の整備

### 第9章 環境と調和した活力ある経済社会の構築

#### 第1節 21世紀に向けた企業行動への変革

我が国の企業は、その持てる経営資源を、競争力の向上のために効率的に配分することにより我が国の経済的地位の向上に寄与し、その過程で、国民は生活の安定と所得水準の向上を享受してきた。しかし、企業を取り巻く環境変化の中で、従来の組織優先の企業の論理や行動原理が、国際的な競争条件の面や個人の生活面で様々な問題を生み出しており、我が国の企業行動の在り方そのものが問われるようになってきている。

このような新たな局面の下で、従来の経営システムが持つ長所は伸ばすと同時に、その短所は改善しながら、透明性が確保され、個人の自己実現の機会が十分に与えられ、かつ地域社会や国際社会の一員にふさわしい企業行動への変革が求められている。

このような変革を図ることは、企業自身、ひいては経済全体の新たな長期的発展につながるものでもある。

#### (企業と企業の見直し)

- (1) 株式持合いや系列的な取引などの企業慣行や、市場シェア重視主義、横並びの体質などにみられる日本的経営は、企業それぞれについては合理的な行動の反映とみることもできるが、近年、その国際的な調和が課題となっていることを踏まえ、企業行動のあるべき姿について、企業などによる行動指針の作成、遵守の奨励を行う。
- (2) 排他的な取引慣行等に関しては、独占禁止法の厳正な運用による競争条件の整備とディスクロージャー（企業内容開示）制度の強化による経営内容の明確化等を通じて、内外に対して公正で透明な取引の環境を整備する。

#### (企業と個人の見直し)

- (3) 企業活動の成果の配分について、一律に論ずることは困難であるが、企業活動の成果を個人に適切に還元するとの観点に立ち、雇用・取引慣行、法制、税制等諸制度を含め成果配分に関連する諸要因を幅広く点検し、必要に応じ制度的不均衡の是正等を行う。

この一環として、企業の外部チェック機能の強化等を通じた企業経営の透明化を図

り、成果配分の検証の機会を拡大する。

社宅等の企業からの付加給付については、個人の利便性の向上に貢献してきたとみられる反面、個人の会社への依存、企業間、個人間で享受し得る便益の不平等性を強める原因の一つになっている面もある。社宅については、居住に対する個人の選択肢を広げていくことが期待される。

交際費については、個人消費に対する影響や取引の透明性の確保に留意し、その在り方を問い直すことが期待される。

(企業と社会の関係の見直し)

- (4) 社会の一員としての企業像の確立を図るためには、企業活動の成果を社会に還元していくという視点も重要である。このため、企業の福利厚生施設の地域住民への開放や、企業自身の社会貢献活動への積極的参加・さらには、休職制度の創設等、従業員が自主的に多様な社会貢献活動に参加し得る環境づくりを図る。
- (5) 海外現地での企業活動が相手国に与える影響に配慮した販売・投資活動、社会貢献活動への参加などを通じて現地社全との融和を図っていく必要がある。こうした活動に対して、公的機関による海外諸制度の情報収集や提供に努めるなど各般の支援策を講じるとともに、企業レベルでも内外の企業同士の交流を活発化させていくことが重要である。

## 第2節 活力ある産章社会の構築

「地球社会と共存する生活大国」を目指す経済社会の変革の過程で、産業の新たなフロンティアが開かれることが期待される。このため、新規参入が活発に行われる環境を整備し・産業、雇用の高度化を図りつつ各産業が相乗的に発展する好循環を形成する。こうした中で、産業のフロンティアの開拓と競争的市場の形成の担い手として期待される中小企業についても、その活力の維持、健全な発展を図る。

また、21世紀に向け産業としての将来性を備え、消費者や食品産業のニーズを重視し、経済のグローバル化にも対応した活力ある農林水産業を構築する。

### 1. 産業の高度化の推進

(新規産業の創出と情報化の促進)

- (1) 国民のニーズの変化の中での新しいビジネスチャンスの拡大に対応し、諸規制の見直しや行政手続の迅速化等により民間の柔軟な発想をいかした新規産業分野創出のための環境を確保し、産業の新たなフロンティアの円滑な展開を図る。
- (2) より一層の経済社会の情報化を図るため、データ・ベースやサービス総合デジタル網(ISDN網)を始めとする基盤の充実を図るとともに、標準化の一層の促進や、ハード、ソフトの安全・信頼性、利便性等の向上を図る。また、電気通信分野においては、今後の市場環境の変化に応じて、利用者利益の向上の観点から、より公正かつ有効な競

争が確保されるよう規制の見直しを含め適正な措置を講じる。

(中小企業の積極的事業展開への対応)

(3) 人材確保や労働時間短縮、国際貢献の必要性の高まり等の変化に柔軟に対応しつつ、中小企業の積極的な事業展開を図るため、以下の施策を推進する。

新規開業、新分野進出、人材確保、国際化、技術革新・情報化等のための各般の施策を推進する。

人材不足の中での労働時間の短縮等労働環境の改善を図るため、合理化・省力化への取組の推進、下請振興基準の普及等の環境整備を図る。

情報・技術・人材等いわゆるソフトな経営資源の充実を図るとともに、経営基盤の強化に向けた施策を引き続き推進する。

地域中小企業活性化対策を総合的に推進するとともに、物流問題への積極的対応を図る。また、中小小売業の活性化を図るため、商業基盤施設の整備、ソフト事業への支援等の対策を推進する。さらに、地域コミュニティと密接に結びついた中小サービス業の振興を図る。

(合理化・省力化・省エネルギー化の推進)

(4) 産業の一層の合理化・省力化・省エネルギー化を推進するため、市場メカニズムの活性化を通じて企業自身の合理化努力を促進するとともに、企業の円滑な設備投資のための関連諸制度の活用、資金調達面等における環境の確保、研究開発の促進を通じた技術基盤の整備等による側面的支援を図る。

(5) 特に建設業、流通業、運輸業及びサービス業部門は、労働集約度が高く今後の労働力の供給動向に強く影響を受ける可能性がある。これらの部門の供給制約やコスト上昇が経済活動全般に波及することを回避するために、競争条件の整備などによる生産性の向上や物流拠点の形成等の関連社会資本の整備による事業環境の改善、需要側の意識改革を含めたサービスの在り方の見直しを図る。

(労働力需給の不均衡の是正と労働力の質的向上)

(6) 産業別・職業別の労働力不足は、基本的には労働条件の改善や構造調整によって対処されるべきものであるが、今後、労働力不足が特に深刻化することが懸念される産業や中小企業については、雇用管理の改善、人材育成等に向けた取組に対する支援を行う。

(7) 労働移動の活発化や就業形態の多様化に対応するため、公的及び民間の労働力需給調整システムを強化する。特に、法令で定める民間の有料職業紹介事業の対象職業や労働者派遣事業の対象業務の見直しを行う等により、経済社会の変化に対応した効率的な需給調整システムの構築を図る。

(8) 技術等新の進展や労働者のニーズの変化に対応するため、公共職業訓練の一層の多様化・高度化、企業の行う教育訓練への支援等職業能力開発の推進を図る。また、財形制度の一層の充実等により勤労者福祉の向上を図る。

## 2. 将来性を備えた農林水産業の構築

今後の農林水産業政策は、環境や地域政策との関連にも留意しつつ、魅力とやりがいのある経営が展開し得る経営体の育成に重点を置いたものとし、国民生活に欠かせない、良質、安全な食料を国民の納得が得られるような適正な価格で安定的に供給していくことを、その基本的な展開方向とする。

(経営的視点に立った土地利用型農業の改革)

(1) 希望と誇りを持って農業に取り組めるよう、望ましい経営体像を示すとともに、そのような経営体により生産の大宗が占められる生産構造の実現を目指す。このため、農業者の自己責任を確立するとともに、その自主性が大幅にいかされる方向で保護と規制の在り方を見直し、市場原理・競争条件の一層の導入を進めることとし、以下の施策を推進する。

経営体質の強化を図ることとし、その施策の一環として生産組織等の法人化、農業生産法人の経営的発展への取組を強化する。また、若い後継者の確保、新規参入の促進・支援、農村女性の能力発揮に向けた体制を整備、強化する。

集落段階の自主的取組を基礎として、育成すべき経営体と土地利用の在り方を明確にすることにより、農地の集団化、経営規模の拡大を促進するとともに、生産基盤等の整備を集中化するなど、保全すべき農地の確保と効率的利用を進める。

需給の適切な調整や育成すべき経営体の実現等に資するため、価格政策の有する機能がより効果的に発揮されるよう検討を進める。

米の需給調整の一環として生産調整をなお位置付けていく必要がある。その際、生産調整は、将来的には、可能な限り地域の自主的な判断がいかされるような仕組みとしていくことを基本として、今後の生産調整の実施を通じ、その条件整備を進める。米の管理については、市場原理・競争条件の一層の導入による生産、流通の活性化を図る。

(2) 消費者を重視する視点に立ち、生産段階はもとより、加工・流通部門において、合理化、高品質化等を図る。また、高生産性農業の展開に向け、大区画ほ場やかんがい排水施設等の基盤整備を進めるとともに、基礎的・先導的な研究開発等を推進する。

(森林・林業及び水産業政策の推進)

(3) 森林・林業については、「緑と水」の源泉である多様な森林の整備と国産材供給能力の向上による「国産材時代」の実現に向けた条件整備を基本的課題とし、森林の流域管理システムの構築を目標に、国民の参加を得つつ、天然林を含む森林整備や林道等の基盤整備を始め、諸施策を総合的に推進する。

(4) 水産業については、我が国周辺水域の最大限の活用を目指し、沿岸漁場、漁港などの基盤整備等と併せ、「つくり育てる漁業」や資源管理型漁業を推進する。また、消費者ニーズに対応した総合的な水産物の供給体制の整備とともに、優れた海洋・海岸環境の保全・整備を図る。



### 第3節 環境と調和した経済社会の構築

これまでの生産・消費活動、企業行動、国民のライフスタイル、都市・地域構造等、我が国の経済社会の在り方を、資源・エネルギーの有効利用や環境保全の観点から幅広く見直し、環境と調和した持続可能な経済社会の構築を図る。その制度的枠組みの形成のために、以下を実施する。

- (1) 新たな地球環境時代に対応した法制を整備し、環境問題解決のための政策手段の拡充に努める。
- (2) 国際的取組の進捗状況や国内経済への影響等を考慮しつつ、製品・サービスの取引価格に環境コストを適切に反映させるための経済的手段の活用について検討を進める。
- (3) 環境勘定を付加した新たな国民経済計算体系の整備等、環境要素が適切に評価された指標体系の開発を促進する。

#### 1. 環境調和型の実産・消費構造の形成

(環境調和型の実産・消費活動の推進)

- (1) 産業各分野や家庭において、各種省エネルギー型設備・機器の導入等によるエネルギー利用の効率化を進めるとともに、自然エネルギー等環境に負荷の少ないエネルギー源の積極的な導入に努める。
- (2) 資源リサイクルの積極的な促進を図るため、再生資源の利用率目標(紙の古紙利用率を1994年度までに55%に(1990年51%)、ガラス容器のカレット(ガラスくず)利用率を1995年度までに55%に(1988年49%)、スチール缶の再資源化率を1995年までに60%に(1989年44%)、アルミ缶の再資源化率を1994年度末までに60%に(1989年43%)向上させる)の達成を始めとする再生資源の一層の利用促進を図るとともに、企業の自主的な製品価格への適切な費用転嫁や公的支援を通じ再生資源業者や回収業者の育成を図る。
- (3) 産業廃棄物の排出量の抑制及び適正処理を図るため、リサイクルの促進、不適正処理の防止対策の強化等に努めるとともに、生産工程の改善等を支援する。また、広域的対応や公的部門の関与による最終処分場の確保等産業廃棄物処理施設の計画的整備を図る。

(環境問題の解決に向けた技術開発の推進)

- (4) 国際的な共同研究を含め環境保全に資する技術開発を推進する。このため、環境負荷を軽減する技術や、環境を再生・浄化する技術、二酸化炭素固定化・有効利用技術、環境に対する影響の少ない物質・製品、廃棄物の減量化・資源化技術等の開発とともに、省エネルギー技術の高度化、安全性の確保を前提とした原子力の開発利用技術、新エネルギー技術の開発を推進する。

(環境調和型の企業活動の促進)

(5) 企業活動と環境保全との両立を図るため、過度のモデルチェンジや過剰包装、過剰機能の付与を抑制するとともに、再生利用可能あるいは廃棄処理の容易な製品の開発促進、製品の耐久性の向上、部品の交換・修理体制等を整備することや、企業活動に伴う環境への影響を容観的に評価できるような環境マネージメント・システムを導入することが期待される。

(環境保全に資する農林業の確立)

(6) 農林業の有する国土・環境保全機能の維持・増進について国民の理解を醸成するよう努める。また、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷軽減にも配慮した持続的な環境保全型農業の確立・推進を図る。さらに、森林の高蓄積化の促進により、二酸化炭素吸収源としても重要な森林の機能の充実を図る。

## 2. 環境調和型の地域構造の形成

(1) 省資源、省エネルギー型の都市・地域構造を形成するために、未利用エネルギーを利用した地域熱供給システムの整備、工場廃熱の回収利用の促進、建築物・住宅での省エネルギーの推進等を行う。

(2) 環境に負荷の少ない効率的な交通体系を形成するために、輸送機関自体のエネルギー効率の向上や環境への負荷の低減、貨物輸送の効率化、業務交通の低減、公共輸送機関の利用、道路交通の円滑化等を促進する。

(3) 大気、水質等の保全等のための施設を整備するとともに、野生生物の保護、自然公園、森林等自然とのふれあいに役立つ社会資本の整備を進める。また、河川空間の再自然化、海域の浄化等環境の再生を進めるとともに、水辺空間や緑の整備等により新たに良好な環境の創造を図る。

(4) 公害問題については、地域別の汚染状況に応じた排出基準、総量規制基準等各種規制基準の設定、関連施設の整備や公害対策技術の一層の開発・導入を促進するなど、環境基準の達成に向けた多角的な取組を強化する。

## 第10章 発展への基礎的条件の整備

### 第1節 科学技術の振興

科学技術の研究開発は、経済発展の基盤を形成するとともに、人類共通の課題に対する技術的打開策として、非常に重要な役割を有している。基礎的研究開発を中心とする公的研究開発の促進等により、わが国において優れた研究環境を有する中核的な研究機能(センター・オブ・エクセレンス)の形成に向けた環境整備等総合的な科学技術の振興を行う。

なお、このような基礎研究の強化等は、ひいては我が国の国際貢献にも資するものである。

- (1) 応用・開発研究に偏りがちの我が国の研究開発投資構造をより基礎研究へ重点を移したものとするため、民間の研究開発投資の一層の充実を支援するための制度改善や環境整備に加え、政府の研究開発投資額をできるだけ早期に倍増するように努める。
- (2) 大学、国立試験研究機関等の弾力性に乏しい研究開発体制を見直し、柔軟で競争的なものとするため、研究者の流動化や研究交流促進のための環境整備、適切な評価の下での研究費の重点的な配分、研究管理・企画部門の優れた人材の育成・登用等によりその活性化を図る。
- (3) 政府研究開発プロジェクトの基礎的分野への重点化を積極的に推進するとともに、老朽化している大学、国立試験研究機関等の施設・設備の充実を図る。
- (4) 文献情報の流通促進、ファクトデータベースの構築及び利用促進を図る。
- (5) 大学等の教育機能の強化、研究者等の待遇の改善等により科学技術の振興に不可欠な研究者等の質的・量的な充実に努めるとともに、科学技術に対する国民の理解を促進する。

## 第2節 個性的・創造的な人材の育成

科学技術の発展、国際化などの社会的変化が激しい時代において、生涯を通じて自らの個性をいかし、自律的、主体的に活動できる人材や、地球環境問題等の地球的な問題の解決など国際社会の発展のため積極的に貢献できる人材の育成を目指し、以下の施策を推進する。

- (1) 初等中等教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や個性をいかす教育の充実のため、教職員配置、教育施設等の教育条件の整備、教員の資質・能力の向上を図る。特に、高等学校教育については、総合的な新学科の新設、単位制高等学校の拡充等多様化・弾力化を推進する。
- (2) 大学等において、社会人・職業人に対する再教育としてのリカレント教育を推進するため、履修形態の多様化・弾力化等受入体制の整備を図るなど、高等教育機関の生徒学習機関としての機能強化を図る。また、生涯職業能力開発の促進及び自己啓発の支援を図る。
- (3) 大学等の教育研究基盤の充実を図るとともに、人事交流の促進等を通じ独自性や魅力を競い合う環境を整備し、高等教育の活性化・多様化を促進する。その一環として大学教員について募集に関する情報を一層公開する方策等により外国人の登用を促進する。大学院については、質量両面での一層の整備充実を図る。

## 第3節 エネルギー政策の総合的推進

世界のエネルギー需給が中長期的にひっ迫化することが懸念されている現状にかんがみ、エネルギーセキュリティの確保に努めるとともに、地球環境問題への視点も踏まえたエネルギーをめぐる新たな環境変化に向け、需給両面からの対応を推進する。

- (1) 省エネルギーの一層の促進のため、産業・民生・運輸各部門におけるきめ細かな対策の実行、省エネルギー技術開発の推進、エネルギー利用の効率化に資する社会資本整備等を図る。また、主要なエネルギー源の一つである原子力については、安全確保対策の強化・充実、立地促進策の推進、受け手の立場に立った広報活動の展開、核燃料サイクルの確立等原子力開発利用を総合的に推進する。さらに、核融合、太陽光発電、水力、地熱等の新・再生可能エネルギーの開発・普及を図る。
- (2) 産油国との関係の強化、石油の自主開発・備蓄増強、海外炭の安定供給の確保、天然ガスの探鉱・開発及び国内供給基盤の整備、非鉄金属資源の内外の探針開発等を推進する。
- (3) 大都市圏を中心とした電力需要の増大に適切に対応するため、電源立地対策の拡充、負荷平準化対策等の需給両面からの対策を講じる。

## 第11章 国土の特色ある発展

### 第1節 多様性をいかした地域の発展

長期的視点に立ち、日本列島の持つ自然と地域の多様性をいかし、特色ある生活圏域の形成（第6章第2節）を図りつつ、経済圏の広域化やグローバル化に対応した多極分散型国土の特色ある発展を促進する。また、東京圏からの諸機能の分散促進を図り、これらにより東京圏からの人口の転出超過を目指す。

#### 1. 広域経済圏発展の促進

- (1) 地域の多様性をいかしながら、各地域のグローバルな交流を推進するため、相当規模の集積を有する中核都市を中心に、グローバル化に対応した高次の都市機能の整備・充実を図り、国際交流拠点の多様な形成を実現する。
- (2) グローバルな交流の推進に資するため、輸送需要の増大や地方圏における国際化に対応した空港整備、国際物流の一層の活性化等に対応した港湾整備を行う。また、これとともに、高質なアクセス交通の確保や輸入促進地域等の基盤の充実を図る。また、我が国と主要地域間の安定的かつバランスのとれた情報流通を確保するため、ソフトウェアの充実を図りつつ基幹通信網等の拡充を図る。
- (3) 広域経済圏全体として、多様な機能集積を進めるとともに、域内外の交流ネットワークの一層の整備を進め、広域的な生活圏相互の連携を深める。
- (4) 関西圏・名古屋圏において、地域の特性をいかした高次機能の一層の分担を進める。

#### 2. 地域間の相互交流の促進

地域経済社会の活性化を図るための基盤として、広域的な生活圏相互の交流を円滑にし、拡大するため、高速交通ネットワーク、高度情報通信ネットワークの整備を推進するとと

もに、交流条件格差の是正に努める（別表参無）。

（国内の基幹的ネットワークの形成）

- （1）高規格幹線道路のインターチェンジへ 1 時間以内で到達できる人口の全人口に対する割合を長期的に 98%（1990 年度 87%）に高めることを目指すなど幹線道路網の体系的な整備を進める。
- （2）二大都市圏以外の地域において 90 分以内で空港へ到達できる人口の割合が、おおむね 2000 年に約 85%（1990 年度約 80%）となることなどを目指して全国的なネットワークの形成に資する空港整備を行う。
- （3）旅客流動の実態、鉄道特性、収支採算性、投資効果等を踏まえた整備新幹線の建設等による鉄道ネットワークの高度化を推進する。これらにより、長期的には人口 20 万人以上の中核都市からおおむね 3 時間台で、至近の高度な集積を持った中枢的都市へ到達できるようにする。
- （4）2 時間以内で内貿ユニットロードターミナル及び外貿コンテナターミナルへ到達できる人口の割合を長期的にそれぞれ約 90%及び約 80%（1990 年度約 80%及び約 60%）とすることを目緒して地方圏における港湾整備等を進める。
- （5）空港、港湾等へのアクセス交通の機能向上を図る。なお、交通施設の整備に当たっては、全体として効率性・整合性が保たれる必要があり、そのために、利用者のニーズに的確にこたえるとともに、市場原理が有効に働くための環境整備を行う。
- （6）ISDN 網などの情報通信基盤の高度化、ハイビジョンを含む衛星放送やケーブルテレビの普及などを行うための基盤整備を図る。

（交流条件格差の是正）

- （7）計画期間中に、通信料金について、複数事業者の活発な競争や技術革新の成果の反映等を通じて、全般的な料金の低廉化を進めつつ遠近格差を現在の欧米諸国並とすることを旨とする。航空運賃についても、交流条件格差の縮小にも資するとの観点から、割引運賃制度の導入・拡充の一層の推進等を図るほか、引き続き同一距離・同一運賃帯を目指しつつ、遠距離逓減運賃の徹底を図る。

## 第 2 節 東京一極集中是正への対応

東京圏からの多様な機能の分散や東京圏の秩序ある整備等を通じて、集中に伴う諸弊害を是正するとともに、圏域全体の適切な地域構造の形成を図る。

### 1. 東京圏からの多様な機能の分散

- （1）特に東京都区部において過度の集積がみられる民間の事務所等の業務機能について、地方分散を進めるための財政、税制、金融による措置を活用する。
- （2）諸機能の集中抑制を図るための基本的対応として、立地に係る費用負担の適正化を図る。これに関しては、目的は異なるものの、地価税の着実な実施や平成 6（1994）年度に実施予定の固定資産税の評価の均衡化・適正化が、一定の効果を上げるものと考え

られる。さらに、この効果等を踏まえながら、東京中心部等における集中・集積の便益に見合った費用負担の適正化の在り方について検討する。

## 2. 東京圏の秩序ある整備

- (1) 東京都心一点集中構造を是正し、職住近接と良好な居住環境を確保するため、業務核都市の育成・整備、機能分担の推進やアクセスの改善、国の行政機関等の移転計画の着実な実施により、圏域構造の多核化や圏域内のネットワーク化を進める。
- (2) 東京圏の生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。

## 第3節 21世紀にふさわしい国土形成

長期的視点に立って、災害に対するぜい弱性などへの対応にも資する首都機能移転の具体化に向けて取り組むとともに、21世紀にふさわしい国土形成に向けた基本的対応を図る。

- (1) 首都機能移転については、東京一極集中是正のための課題解決の一つの大きな契機として期待されることから、国会等の移転決議を踏まえ、行政府としても国民的合意形成を図りながら積極的な検討を行い、その基本的方向を示す。
- (2) 首都機能移転との関連を念頭に置きつつ、21世紀の国土構造の姿について、グローバル化に対応した諸機能の集中と分散や、新たな国土の軸の在り方も含め、総合的な検討を進める。

また、それとの関連において、地方分権を基本とした国と地方の機能分担の見直しや県域を越えた広域行政体制の在り方について検討するとともに、地域開発制度全般について、人口減少地域の拡大という新たな事態への対応も含め、その体系的な見直しを図る。

# 第 編 経済の姿と経済運営

## 第12章 経済の姿

我が国経済は、長期にわたる景気の拡大局面を経て、現在調整過程にある。この間、産業構造調整は民間部門の努力を中心に着実に進展したが、他方、労働時間の短縮は十分には進展せず、また資産価格の大幅な変動が経済の健全性を損ない、国民生活に望ましくない影響をもたらした。

今後、労働時間の短縮、居住環境の改善、生活関連を中心とする社会資本の着実な整備、地球環境問題への対応等により地球社会と共存する生活大国への変革を目指すことが必要である。これらの諸課題を達成する過程で、新しいライフスタイルへの転換が進み、またそれに伴って生じる新しいニーズに対応した産業のフロンティアが開拓されることにより、環境と調和した内需主導型の経済構造の定着が図られる。こうした基本的認識に立ち、計

画期間中の我が国経済を展望すると、以下のような姿を示すものと見込まれる。

## 第1節 地球社会と共存する生活大国への変革と経済の姿

(1) 労働時間短縮の推進は自由時間の増加等を通じて生活大国の実現のための重要な要素となる。また、より質の高い産業社会を実現するために重要な契機になるものと期待される。すなわち、今後労働力人口の伸びは 80 年代後半に比べて低下すると見込まれるが、こうした中で労働時間短縮を推進することにより、企業内においては業務の合理化等が促進され、また非効率部門から効率の高い部門へ資源が移動することにより、経済全体としても効率性が高まることが期待される。また、労働時間の短縮や就業形態の多様化・弾力化等により女性や高齢者の社会参加の機会が増加するとともに、労働力供給の増加も期待できる。

(2) 我が国経済は現在、製造業を中心に設備投資の伸びが鈍化するなど景気は減速しており、調整過程にあるが、適切な政策運営の下、経済は計画期間の早期に内需中心のインフレなき持続可能な成長経路に円滑に移行していくと期待される。

計画期間中の経済の姿を展望すると、消費は雇用と物価の安定を背景として着実に増加する。住宅投資は、地価の適正化、市街化区域内農地の宅地化等により拡大し、居住環境は着実に改善する。民間設備投資は、80 年代後半の伸びからみると大幅に鈍化するものの、省力化、省エネルギー化、技術革新等の独立的要因を主因に増加し、中長期的に持続可能な成長のための発展基盤が確保される。公的固定資本形成については、公共投資基本計画を着実に推進することとし、その他の民間内需とあいまって全体として均衡のとれた内需主導型経済成長に資するものとする。

外需については、世界経済の動向や諸外国の政策運営によって影響を受ける面もあるが、世界経済が 90 年代初頭の調整過程を経て今後は緩やかながらも着実な拡大を遂げることや海外直接投資の輸出代替効果が顕在化することを前提とすると、輸出等の伸びが 80 年代後半に比べて鈍化する一方、内需の堅調な伸びや製品輸入の拡大等により、輸入等の伸びは輸出等の伸びを上回る推移となろう。この結果、計画期間を通じると、経済成長に対する外需の寄与度は若干のマイナスとなる。

(3) 以上の結果、計画期間中の実質経済成長率は年平均 3.5%程度と見込まれる。これは、80 年代後半のような高い伸びではないが、内需を中心とした安定的な経済成長であり、こうした下で労働時間の短縮、居住環境の改善、生活関連を中心とする社会資本の整備などの課題が達成されることにより、地球社会と共存する生活大国への変革が進むこととなる。名目成長率については、物価の安定を背景として、年平均 5%程度と見込まれる。

## 第2節 完全雇用の達成と物価の安定

(1) 今後、労働力人口の伸びが鈍化し、労働力需給は総じて引き締め基調で推移するものと見込まれるが、こうした中であっても、多様化する労働者の就業ニーズに見合った雇用機会が十分確保されない場合には、労働力需給の不適合が拡大するおそれがある。このため、適切な政策運営に努めるとともに、総合的な雇用対策を推進することとし、平成8(1996)年度の完全失業率については、2.25%程度を目安とする。

政策運営に当たっては、労働力需給の不適合の是正に引き続き努めるとともに、労働力の質的向上を推進し、完全雇用の達成を図る。

(2) 今後、労働力需給、原油価格、為替レートや通貨供給量の動向を注視しつつ、生産性の向上、輸入の促進、規制緩和、内外価格差の是正努力、厳正な公共料金政策等により、消費者物価については、計画期間中の年平均上昇率を2%程度にとどめることを目安とする。なお、卸売物価については、計画期間中の年平均上昇率は0.25%程度と見込まれる。

表．計画期間における主要経済指標

	計画期間平均 (平成4-8年度)
実質経済成長率	3.5%程度
うち、内需寄与度	3.75%程度
名目経済成長率	5%程度
消費者物価上昇率	2%程度
卸売物価上昇率	0.25%程度
完全失業率(最終年度)	2.25%程度

(注) 内外諸情勢には流動的要素が多いこと等から、上記の諸数値はある程度の幅をもって考えられるべきである。

## 第13章 行財政運営及び金融政策

### 第1節 行財政運営の基本的方向

21世紀に向けた社会資本整備の重要性や、急速に進展しつつある人口高齢化への対応、国際社会における我が国の役割の増大等、我が国をめぐる状況を踏まえ、今後の行財政需要には適切に対応していく必要がある。また地球社会と共存する生活大国づくりを目指した行財政運営により、環境と調和した内需主導型経済構造を定着させることも重要である。しかし、このことが安易に公的部門の拡大、国民負担の増大をもたらし、市場経済の活力をそぐことにはならない。

したがって、巨額の公債残高等将来への負担を内包した財政体質を前提とすれば、国民負担の上昇の抑制を基本としつつ、今後の行財政需要に適切に対応できるよう、国・地方



を通じ簡素で効率的な政府を実現するため、引き続き行財政改革を推進する。

行政運営に当たっては、行政の公平性・透明性の確保に努める。また事務事業の委譲、国の関与の見直し等により地方分権を推進するとともに、地方行政の減量化、効率化を図る。

## 第2節 行政改革の推進

(1) 国・地方を通じる行政改革の推進により、簡素で効率的な政府を目指し、行政の公平性・透明性を確保するとともに、行政機構の不断の見直し等を通じ、行政をこれからの時代にふさわしいものにつくりかえていくことは、とりわけ重要な課題である。

(2) 地球社会と共存する生活大国の実現に当たっては、市場経済を基本とし民間部門の活力を十分に発揮させるよう、生活者の視点に立った市場ルールを確立するとともに制度・仕組みが国際的に調和のとれたものとするのが不可欠である。このため、行政改革を一層推進することとし、臨時行政改革推進審議会の答申等を最大限に尊重し、国民生活重視、国際化対応等の観点から規制緩和等を推進する。

## 第3節 財政運営

### 1. 地球社会と共存する生活大国づくりと財政運営

計画期間中の財政運営においては、行財政運営の基本的方向にのっとり、地球社会と共有する生活大国づくりのために必要な公的財・サービスについては、重点的に供給する。また既存施策の不断の見直しによる歳出の節減・合理化を通じて財政規模の伸びを極力抑制する。具体的には、

(1) 投資的経費については、「公共投資基本計画」に基づき、着実に社会資本の整備を図る。

公共投資について重点的、効率的な配分を図ることとし、同計画に示す生活環境・文化機能に係るものの割合を1991 - 2000年度には60%程度を目途に増加させるという目標の達成に向けて、利用者の視点に立った整備目標等を踏まえ、生活に関連した社会資本整備に重点を置く。

公共投資の地域別配分に当たっては、東京一極集中が依然として進行していることから、地域の活性化を通じた多極分散型国土の特色ある発展を図ることを基本とし、そのための基礎的条件整備を積極的に推進する。東京圏については新たな集中を招くような投資は抑制する姿勢を持ちつつ、生活環境の改善のための社会資本整備を着実に推進する。

社会資本整備に当たっては、公共投資による着実な整備に加え、幅広く民間活力の活用を図る。その財源については、租税、公債、財政投融资資金、民間資金等を適切に組み合わせる。

今後の経済社会の変化に対応し、社会資本に関連する技術革新の成果をもいかした新しい社会資本の整備が必要となっており、将来に向けてその具体化に取り組む。また今後増大が予想される更新需要への対応を準備するとともに、施設の効率的な利用の推進や深刻化する空間制約への対応を図る。

(2) 社会保障については、長期的に安定的かつ有効に機能し得る制度としていくため、給付と負担の適正化・公平平等制度の見直し、効率化を進める。また「高齢者保健福祉推進十か年戦略」など国民のニーズに沿ったきめ細かな施策を推進するとともに、保健福祉・年金・医療各分野間において調和のとれた施策を展開する。

(3) 国際社会における我が国の役割の増大については、経済、科学、学術、文化、地球環境問題等多方面にわたり適切に対処する。

(4) その他の経費については、総額を極力抑制する。

今後とも財政事情等も勘案しつつ、経済状況の変動に応じ適切かつ機動的な財政運営に努める。

## 2. 財政改革の推進

(1) 特例公債依存体質からの脱却は、長年にわたる歳出削減努力に加え、国内景気の力強い拡大による好調な税収等にも支えられ、平成2年度予算において達成された。

(2) しかしながら、公債残高は約174兆円（平成4年度末見込み）に達し、国債費が歳出予算の2割を超えるなど、財政の硬直化が著しい。今後の社会経済情勢の変化に伴う財政需要に適切に対応しつつ、効率的な資源配分を行っていくためには、引き続き財政改革を推進し、財政の対応力の回復を図ることが不可欠である。

(3) 地球社会と共存する生活大国づくりと財政改革を両立させることを目指し、今後の財政運営に当たっては、再び特例公債を発行しないことを基本として、公債残高が累増しないような財政体質の構築に向け、公債依存度の引下げに努める。

## 3. 地方財政

(1) 地方公共団体は、生活大国づくりに向けた多極分散型国土形成、生活関連社会資本の整備、高齢化の進展への対応等の政策課題に対し、一層大きな役割を担うことが期待されている。計画期間中の地方財政運営については、財源の重点的かつ効率的な配分を行い、政策課題に適切に対応する。また国・地方を通じる行財政の簡素効率化と経費の節減・合理化により歳出を極力抑制する。

(2) 幅広い見地から、国と地方公共団体の機能分超・費用分担の在り方について検討を進める。補助金等については、地方公共団体の自主性にゆだねるべきものにあっては補助事業の廃止や一般財源化等を進めるほか、零細補助金の整理、類似補助金の統合・メニュー化等により、その整理合理化を図る。

(3) 地方公共団体間の財政力格差の是正等の観点から、地方交付税制度を中心とした財

政調整機能の活用を図る一方、地方公共団体が個性豊かな地域づくりに積極的に取り組めるよう当該団体の自主性を尊重しつつ適切な支援を進める。

#### 4. 今後の国民負担の在り方

- (1) 国民負担の在り方については、究極的には国民が必要とする公共支出の水準と表裏をなすものであり、受益と負担のバランスを眺めつつ、国民的な選択が行われるべき事項である。
- (2) 計画期間中においては、適度な経済成長の維持と行財政改革の推進により、国民経済に占める政府の規模を適切な水準にとどめつつ、地球社会と共存する生活大国づくりに努める。
- (3) 長期的には、高齢化社会の進展に伴う年金を始めとする社会保障給付費の増大等により、国民負担率はある程度上昇していかざるを得ないものと考えられるが、我が国が今後とも活力ある経済社会を維持していくためには、臨時行政改革推進審議会の答申の趣旨等を踏まえ、本格的高齢化社会の到来時における国民負担の上昇を極力抑制する必要がある。また上昇する場合も、租税負担よりは受益と負担の関係がより明確な社会保障負担に重点を置く。
- (4) 社会保障の給付は、今後の急速な高齢化、年金制度の成熟化により増大が避けられないが、そのための負担が国民経済にとって過重なものとならないよう年金・医療の効率化や所要の改革を進める必要がある。この場合、社会保障の給付と負担の将来の姿を国民に明らかにし、社会保障政策の在り方について広く国民的合意の形成を図ることが重要である。このため、平成6(1994)年に予定されている厚生年金制度等の改正に向けて、給付と負担の将来の姿を国民経済との関連も含め、国民に分かりやすく明らかにする。
- (5) 租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、税制の簡素化を図ることを基本原則として、税制の在り方について幅広く検討する。

### 第4節 金融政策

#### 1. 金融の自由化・国際化の推進

- (1) 内外の利用者重視、国際金融センターとしての責務等の観点から、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進し、市場の効率化・活性化を図るとともに、国際的にも調和のとれた制度、市場の構築を目指し、金融の自由化・国際化を推進する。このため、金融制度改革による各業態の金融機関等の相互参入、預貯金金利の自由化、金融商品の多様化、社債市場の諸規制・諸慣行の見直し、撤廃等、金融・資本市場の整備・拡充を図る。
- (2) 金融の自由化・国際化の進展等により、預金者・投資者の保護、市場の公正性・透

明性確保、金融機関等の経営の健全性確保の重要性が高まっており、金融機関等の自己資本・内部管理体制の充実、リスク管理の強化、ディスクロージャーの推進、証券取引等監視委員会の設立など、金融システムの安定性・信頼性確保のための環境の整備を図るとともに、行政の透明性の確保に努める。

## 2. 金融政策の運営

- (1) 金融政策は、通貨価値の安定を基本としつつ、経済の健全性にも配慮し、適切かつ機動的に運営する。
- (2) 金融自由化の進展を踏まえ、オープン市場における金融調節の有効性を高めるよう引き続き努める。